

法人税改革による日本経済の活性化¹

法人税率の引き下げと租税特別措置法の廃止

明治大学 千田亮吉研究会 財政分科会

笛岡翔 廣邊健太郎 田中陽大

下雅人 羽鳥泰司 山谷太一

2014年11月

¹ 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、千田亮吉教授（明治大学）、福田慎准教授（福島大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤りや主張の責任は、いうまでもなく筆者に帰するものである。

要約

この研究では、産業の空洞化による経済成長の停滞と、構造的な財政赤字による計りきれないほどの財政破綻リスクの問題を解決するために、法人税の改革により日本経済を活性化させる政策を提言する。

現在、我が国が直面する問題の一つに産業の空洞化が挙げられる。なお、産業の「空洞化」には明確な定義づけがなされていないが、本稿での「空洞化」は、「さまざまな要因により、生産拠点を海外に移転させる現象」と定義する。産業の空洞化の要因には①円高、②法人税率の高さ、③自由貿易協定の遅れ、④電力不足、⑤厳しい労働規制、⑥厳しい環境規制が挙げられる。特に、我が国の法人税率の高さは諸外国と比べ高い水準であるため、そこに着目した。

また、我が国の法人税率は高い水準ながら、法人税の税収は年々落ち込んでいる。1989年の19兆円をピークに、好況の数年を除いては右肩下がりである。これにはさまざまな要因が考えられるが、特に、安価な労働力や低い法人税率を求めて国内企業が海外に生産拠点を移したことが挙げられる。そこで、空洞化対策のための法人税改革が必要だと考えられる。

法人税には、法人の税負担を軽減させるための制度として、租税特別措置(以下、租特)や受取配当金の益金不算入制度、交際費の損金不算入制度、外国子会社から受ける配当金の益金不算入制度など、さまざまな制度が存在する。経済のグローバル化が進展する中では、簡素で中立的な税が望ましい。しかし、我が国の法人税制度には、租税原則である「公平・中立・簡素」の例外的措置である租特等の税負担軽減措置が数多く存在するため、経済に歪みを生じさせ、企業の新規参入の妨げとなっている。立岡(2013)によれば、租特による減収額は国税で1兆4,700億円、地方税で4,600億円であると指摘している。また、租特項目数と民間設備投資の関係や、租特項目数と企業数の関係を見てみると、全く相関がみられない結果となった。つまり、投資は経済状況に影響されることが多いが、租特と、投資や法人数の間に関係が見られないということは、租特は不要であると考えられる。

受取配当金の益金不算入制度とは、企業会計上は収益に算入する受取配当を、税法で益金へ不算入とすることで、法人と株主の租税負担を軽減する仕組みである。この受取配当金の益金不算入額は、受取配当金全体の87%を占めている。仮に、受取配当金の益金不算入額全額に法定実効税率34.62%を掛けた場合、増収額は約2兆5,000億円という推計が得られた。交際費の損金不算入制度とは、交際費を費用計上することによる節税を防止するための制度である。平成24年のデータに基づき、損金算入がなされた交際費に法定実効税率を掛けると約6,000億円の増収が見込まれる。

本稿では、仮説①「世界と比較して、日本の法人税率が高いために、国内産業の空洞化が進んでいる。」と、仮説②「日本の税法上の法人税率と、事後的な法人税の負担率との間には大きな乖離がある」という二つの仮説を設定して、得られた統計データから、回帰分析・パネルデータを用いた重回帰分析による仮説の検証を行っている。

対外直接投資に関する分析では、日本の法人税率が上がるほど、日本の対外直接投資が増加するという結果が得られた。つまり、日本企業が海外へ拠点を移すことは、法人税率の引き下げにより抑制することができるという相関がみられる。また、対内直接投資に関する分析は、OECD諸国のうち、オーストラリア、カナダ、アメリカなどの数か国についての23年間のデータを用いて行った。推計によれば、日本の法人税率の引き下げが行われれば、日本の対内直接投資が増加するという結果であった。つまり、日本の法人税率の引

き下げにより、海外企業の呼び込みが可能になり、国内産業の活性化につながるといえる。また、これらの分析を、日本の対外直接投資の主要相手国 5 ヶ国についても分析を行った。その結果、5 ヶ国中 4 ヶ国において、投資相手国の法人税率が高いほど、対外直接投資が減少する負の相関関係がみられた。したがって、投資相手国の法人税率が高くなると、その国への直接投資を減少させる傾向があることが確認できる。また、日本の法人税率の引き下げにより、外国企業による日本以外への海外進出が抑えられ、対日直接投資につながる可能性もみられた。

次に、仮設②について、統計データにより事後的な法人税の負担率を推計したところ、税法上の法人税率と事後的な法人税の負担率の間には 10%以上の開きがあった。

そこで本稿では、企業が投資に関する意思決定を行う場合、税法上の法人税率が大きく影響している可能性があると考え、実際の負担率の水準まで、租特や受取配当金益金不算入制度の廃止とともに税法上の法人税率を下げるべきだとした。その理由は、単純に実際の負担率の水準まで下げただけでは、それと同時に再び実際の負担率が下がるだけだからである。

以上の結果から、我々は日本経済を活性化させるために、以下の政策を提言する。一つは、(国、地方合わせた)法人税率を 21%にすることである。もう一つは、法人税に関する諸制度の見直しである。具体的にいうと、租特の廃止、受取配当金の益金不算入制度の廃止、交際費の全額課税を提言した。

法人税改革 産業空洞化 租税特別措置法

目次

はじめに

第1章 問題の所在～国内産業の空洞化～

第2章 現状分析～法人税とは何か～

- 第1節 法人税の仕組み
- 第2節 法人税の現状
- 第3節 法人税に関する諸制度
 - 第1項 租税特別措置法
 - 第2項 受取配当金
 - 第3項 交際費
- 第4節 現状分析の考察

第3章 先行研究と本稿の位置づけ

第4章 実証分析

- 第1節 仮説の提示
- 第2節 仮説①の検証
- 第3節 仮説②の検証

第5章 政策提言

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

本稿の目的は、日本経済を活性化させることである。近年、我が国は産業の空洞化が進んでおり、経済成長が停滞する一因となっている。また、我が国の財政は構造的な赤字であり、財政破綻のリスクは計り知れないものとなっている。我々はこれらの問題を解決するために、法人税の改革に着目した。

法人税改革(主に法人税率の引き下げ)は、2012年12月に発足した第二次安倍内閣のもとで、アベノミクスにおける成長戦略のうちの一つにも検討されている。数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指しているが、具体的な税率は決まっていない。また、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることも、法人税改革に盛り込まれている。アベノミクスと同様に、近年は世界各国で法人税率の引き下げ競争が加速している。我が国でも法人税改革は行われているものの、諸外国と比較して改革が不十分であり、法人税率の高さが産業の空洞化の一因ともいわれている。

また、法人税はグローバル化した経済において、簡素で中立な税制であることが望ましい。しかしながら、我が国の租税特別措置法(以下、租特)に代表される、法人税に関する諸制度は、ゆがみがあり、企業の新規参入の妨げとなっているだけでなく、国内産業間においても中立とはいえない。租特を見直すことによって、課税ベースの拡大や投資の増加を期待できるのではないかと。

そこで我々は、我が国の法人税は本当に高いのかどうか、また法人税率や租特が投資²にどのような影響を与えるのかを分析し、経済の活性化をもたらす法人税改革の在り方を模索する。また、多くの先行研究やアベノミクスにおいても、具体的な税率は提示されていないため、本稿では具体的な税率を政策として提言する。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、問題の所在として、日本は産業の空洞化が進んでいるということ、データを用いて説明し、空洞化の阻止、ひいては経済を活性化させる必要性を説く。第2章では、法人税の基本的な仕組みを確認しつつ、日本や諸外国の法人税の現状を述べ、また法人税に関する諸制度についても見ていく。第3章では、問題意識を踏まえ、我々の研究に関する先行研究の論点をまとめる。第4章では、①世界と比較して、日本の法人税率が高いために、国内産業の空洞化が進んでいるのではないかと、②日本の税法上の法人税率と、事後的な法人税の負担率との間には大きな乖離があるのではないかとという二つの仮説を設定し、それを検証する。第5章では本稿全体の総括として、政策提言を提示する。

² 対内直接投資と対外直接投資、双方の投資への影響を考える。

第1章 問題の所在～国内産業の空洞化～

現在、我が国の直面する問題として、産業の空洞化が進んでいることがしばしば挙げられる。ここで、産業空洞化を論じる前に、そもそもこの言葉がどのような意味で使われているのかを示しておこう。表 1 からわかるように、この問題は 1980 年代から活発に議論されているものの、「空洞化」という言葉が明確に定義されているわけではない。専門家の中には、空洞化は国が成長するにつれて必然的に起こるとする人もいれば、為替レートによって市場に歪みが生じたためであるとする人もいる。ただ、多くの論者に共通する定義は、生産拠点が海外に移転し、国内の産業構造に変化(停滞)をもたらす、という点だ。そこで本稿では、空洞化とは、「さまざまな要因により、生産拠点を海外に移転させる現象」と定義して議論を進める。では本当に我が国において、空洞化は起こっているのだろうか。

表 1 空洞化の定義

論者	時期	定義
経済企画庁 『昭和59年度年次世界経済白書』	1986	製造業が競争力を失い、国内から重要産業が撤退して直接投資等を通じて 国外へ流出し、国内にはサービス産業のみが滞留し、成長力が弱まる状況。
伊藤元重 『国際経済入門』	1989	生産拠点の海外移転による国内の雇用減少や技術開発力の低下
小島清 『海外直接投資のマクロ分析』	1989	広義の空洞化: 脱工業化現象 狭義の空洞化: 海外直接投資が経済主体にもたらすインパクト
中村吉明・渋谷稔 『空洞化現象とは何か』	1994	生産拠点が海外へ移転することによって、国内の雇用が減少したり、国内産業の技術水準が停滞し、さらには低下する現象。

【出所】 渡辺博頭(2002)「産業の「空洞化」と雇用」『海外労働時報』No. 324

図 1 のグラフは、生産額に占める海外現地生産比率³の推移を示したものであるが、1980 年代後半から右肩上がりで、国内企業の海外で生産する比率が上がっていることがわかる。ただ、このグラフは生産額ベースなので、もともと海外にいた企業が生産額を増やしている可能性がある。

そこで、図 2 において、現地法人従業員数と現地法人企業数の推移を見てみると、双方とも右肩上がりで推移している。図 1 と図 2 からわかることは、単に既存の企業が生産額を増加させたということではなく、1980 年代後半から海外に生産拠点を移転していることを示している。すなわち、我が国で空洞化が起こっていると考えられる。

³ 海外現地生産比率=海外現地生産による生産高/(国内生産による生産高+海外現地生産による生産高)×100。海外現地生産比率を 0.0%と回答した企業を含めた単純平均である。

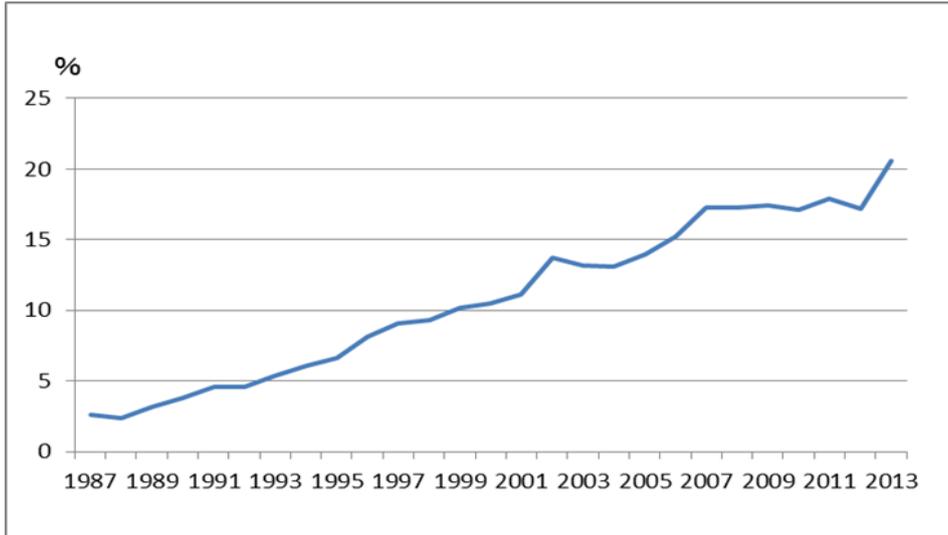


図1 生産額に占める海外現地生産比率の推移
【出所】 内閣府「企業行動に関するアンケート調査」(各年度)

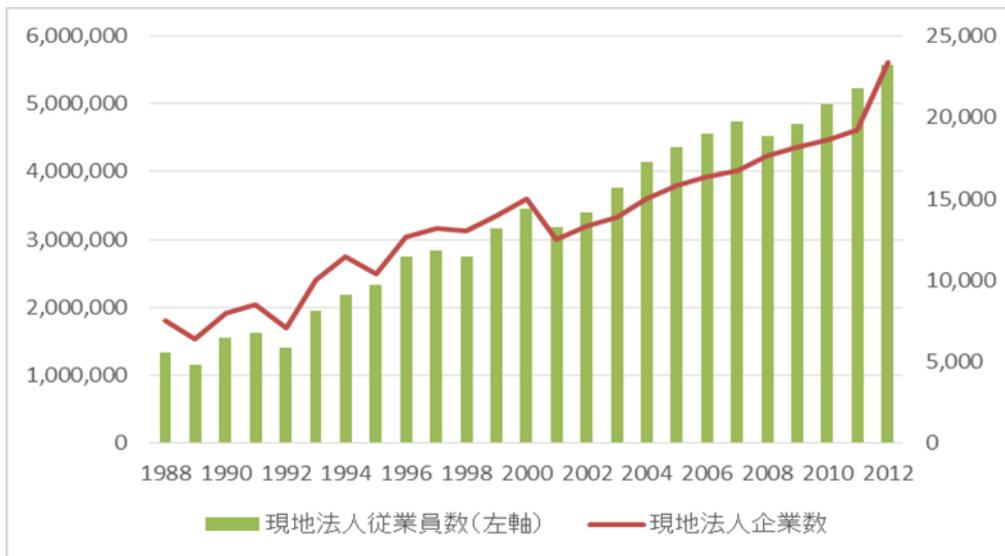


図2 現地法人従業員数と現地法人企業数の推移⁴
【出所】 経済産業省「第43回海外事業活動基本調査結果概要」2012年度

では空洞化の原因⁵は何だろうか。それは、日本経済に「六重苦」があるためだと言われている。「六重苦」とは、①円高⁶、②法人税率の高さ、③自由貿易協定の遅れ、④電力不足、⑤厳しい労働規制、⑥厳しい環境規制のことだ⁷。これらによって、国内の立地競争力が弱まり空洞化が進んでいるとされた。最近のアベノミクスを代表とする経済政策によっ

⁴ この調査における「現地法人」は、海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指す。

⁵ 空洞化の原因について、詳細に述べられているものとして、山下(2013)、深尾・袁(2001)、米山(2012)がある。

⁶ 空洞化の原因として円高が挙げられているが、古金(2012)によれば、円相場と海外直接投資の関係をみると、近年相関関係はあまり明確ではないとしている。

⁷ この部分の記述は、高田(2014)に基づく。

て、①や③は解決されつつあるが、④⑤⑥は依然として改善されていない問題である。②は我が国でも段階的には下がっているものの、諸外国と比較して高いと言われている。また、国内市場以外の要因として、進出先の労働コストが安価である点や進出先の製品需要が旺盛で今後も拡大が見込まれる点も考えられる⁸。

空洞化は、日本財政を考慮するとマイナス面が多い。我が国の税収は落ち込んでおり⁹、構造的な赤字¹⁰である。空洞化が進めば、ますます税収の減少をもたらし、国債のリスクが上昇するだろう。それだけでなく、経済の停滞や競争力の弱体化などを引き起こし、負の連鎖が続くおそれがあるため、空洞化は防ぐ必要がある。

空洞化を防ぐために、政府が政策としてできることは、国内市場以外の要因は取り除くことができないため、限られている。それは、国内立地が国際的な競争力を持つための環境整備をすることだ。ここでいう環境整備とは、規制の撤廃や税制改正を意味する。アベノミクスにおいても、空洞化を防ぐためにこの観点からいくつかの改革が提案されているが、その中でも重点を置いているのが法人税改革だ。この改革は、産業空洞化を食い止めること、国内市場の国際的な競争力をつけること、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることを目的としている。

そこで我々は、以上の現状を踏まえ、アベノミクスで取り上げられている法人税改革に着目した。法人税改革は、空洞化を防ぎ、税収の減少や国際的な競争力、ひいては日本経済の活性化をもたらすことができるのではないか。その観点で、法人税改革についての実証分析を行う。本稿では、まず法人税改革が問題解決につながるのかどうかを分析したうえで、法人税改革の在り方について追究する。

⁸ この部分の記述は、古金(2012)に基づく。

⁹ 財務省「一般会計税収の推移」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm

¹⁰ 内閣府「平成 22 年度 年次経済財政報告」

<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je10/10b01030.html>

第2章 現状分析～法人税とは何か～

本章では、まず法人税改革が空洞化を防ぐ、すなわち日本経済の活性化につながるのかわるかを判断するために、法人税の現状、法人税に関する諸制度などについて現状分析を行う。

第1節 法人税の仕組み

我が国では国及び地方自治体が法人の所得に対して課税している。法人税法では、内国法人と外国法人とに分けて納税義務を定めている¹¹。内国法人の場合は、所得の源泉が国内外かを問わず、そのすべてに納税義務を負う。一方、外国法人の場合は、国内に源泉のある所得について納税義務を負う。納税義務がある所得に対して、国が課す税を法人税と呼び、地方自治体が課す税は法人事業税、法人住民税と呼ばれる二種類の税がある。これらの税はそれぞれ内容が異なっているため分けて説明する。

国が課税している法人税は、法人税法に基づき法人の所得に対して課税している。法人税法の課税対象となる所得は、企業会計における利益とは異なる。商法を基礎とする企業会計では、収益から費用を差し引いたものを利益とするのに対し、税法に基づいて計算される税務会計では、公平や中立性の保持の必要性が生じるため、益金から損金を差し引いたものを所得としている¹²。日本の法人税はこの税務会計上の所得に対して課税している。益金より損金が多い、すなわち赤字企業の場合は法人税が免除される。

法人税法では減価償却費の損金への算入を認めている。減価償却とは、建物や機械などの取得費用を試用期間にわたって費用配分することをいうが、この減価償却費の損金算入を認めることで、設備投資をした際の法人の税負担を軽減させる働きがある。ほかにも法人の税負担を軽減させる制度として、受取配当金の益金不算入や交際費の損金算入や租税特別措置法など、さまざまな制度が存在するが、それらについては後述する。

また、日本の法人税法には外国税額控除という制度がある。海外で事業活動を行った場合、法人はその国で課税されることになる。その税率が日本の税率よりも高かった場合は日本で納税する必要はないが、低かった場合は「日本の税率－その国の税率」を日本に支払うというシステムである。このシステムは我が国の法人が、高い税率によって海外に流出することを防ぐ意味がある。

他にも、国は地方法人税と地方法人特別税を法人に課税している。この二つの税は、地方自治体が法人に課している税の一部を国に移行させるための税であり、この税収は地方交付税にあてられる。

¹¹ 内国法人とは、国内に本店または主たる事務所を有する法人である。外国法人はそれ以外の法人である。また、内国法人のうちの1つに公共法人(例えば日本放送協会など)という法人があるが、これには納税義務はない。

¹² ①益金と②損金は、企業会計上は収益・費用になる(収益・費用にならない)が、税務会計上は益金・損金にならない(益金・損金になる)金額を合わせて計算したものである。

① 益金=収益+益金算入-益金不算入

② 損金=費用+損金算入-損金不算入

また、損金には引当金の繰り入れや準備金の積み立ても含まれている。法人税の課税所得計算の仕組みが詳細にまとめたものとして、三木(2010) p.64 がある。

都道府県は法人事業税と法人住民税、市町村は法人住民税を法人の所得に課税している。課税対象となる企業の所得の算出方法は、一部例外が存在するが法人税(国税)の算出方法とほぼ同様である。ただ法人事業税は、もともと国税のように益金から損金を差し引いた所得だけに課税していたが、2003年度より資本金が1億円を超える法人に対しては外形標準課税が導入されており、所得に加えて付加価値と資本にも課税している。そのため、法人事業税は赤字企業にも課税していることになる。東京都の普通法人¹³を例にとってみると、表2のように区分に応じて税率が決められている。法人住民税は法人税割と均等割の二つからなっている。法人税割の税額は、国が課税した法人税額と税率の積である。その税率は、資本金額及び出資金額の大きさによって異なった税率が指定されている。ここでは表3において川崎市の例を挙げている。均等割は所得の有無に関係なく、資本金額及び従業者数に応じた額が課税される。川崎市の均等割額は「税率(年額)×区内に事務所、事業所または寮などを有していた月数÷12」であり、税率(年額)は表4に示してある。本稿では東京都と川崎市のみを具体例として挙げたが、法人事業税及び法人住民税は地方自治体によって税率や税額が異なっている。

表2 東京都における普通法人の事業税の税率表

		税率(%)	
		資本金額又は出資金額が1億円超又は年所得額が2500万超	左記以外の法人
資本金額又は出資金額が1億円以下の普通法人	年400万以下の所得	3.65	3.4
	年400万を超え年800万円以下の所得	5.468	5.1
	年800万超えの所得	7.18	6.7
	資本金額又は出資金額が1000万円以上で事務所又は事務所がある都道府県の数が3つ以上	7.18	6.7
資本金額又は出資金額が1億円超えの普通法人	年400万以下の所得	2.39	該当なし
	年400万を超え年800万円以下の所得	3.475	
	年800万超えの所得	4.66	
	資本金額又は出資金額が1000万円以上で事務所又は事務所がある都道府県の数が3つ以上	4.66	
	付加価値割	0.504	
	資本割	0.21	

【出所】東京都主税局 HP

¹³ 公共法人、公益法人等、協同組合等の法人以外の法人のことであり、人格のない社団等を含まない。

表 3 川崎市民税 法人税割

資本金額または出資金額	税率(%)
5億円未満の法人	12.3
5億円以上の法人	13.5
10億円以上の法人	14.7

表 4 川崎市民税 均等割

資本金額	税率(年額)	
	従業者数50人以下	従業者数50人超
下記以外の法人	5万円	
1000万円以下	5万円	12万円
1000万超	13万円	15万円
1億円超	16万円	40万円
10億円超	41万円	175万円
50億円超	41万円	300万円

【出所】表 3 表 4 共に川崎市 HP 「法人の市民税」

第 2 節 法人税の現状

次に、しばしば高いと議論されている日本の法人税率の現状を、世界各国と比較しながら見ていく。現在、我が国の法人税率(国税)は、普通法人または人格のない社団¹⁴等については 25.5%¹⁵、公益社団等については法人の区分等に応じて 19%(年 800 万円以下の金額については 15%である)、または 25.5%(年 800 万円以下の金額については 15%である)、協同組合等については 19%(年 800 万円以下の金額については 15%である)とされている。下の図 3 は、1980 年からの日本の法人税率の推移である。

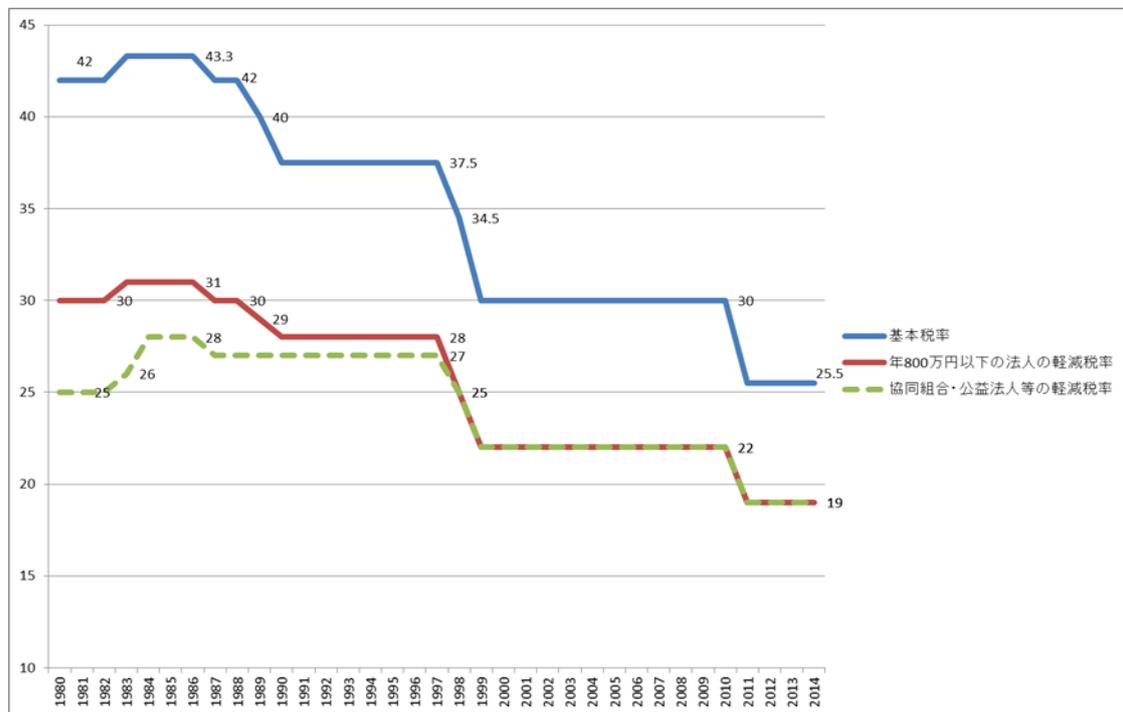


図 3 日本の法人税率の推移

【出所】財務省 HP

¹⁴ 権利能力なき社団ともいう。社団としての実質を備えながら、法令の規定を満たさないため法人としての登記を行っていない(法人格のない)団体である。

¹⁵ ただし、資本金が 1 億円以下の普通法人または人格なき社団等の所得の金額のうち、年 800 万円以下の金額については 15%である。

図 3 からわかるように、法人税率(国税)は、国の税収の確保を目的として所得税等のほかの税とのバランスを図りつつ、その時々における経済状況や財政状況等を考慮して決定される。具体的には、経済活動に対する税の中立性を高める目的から、平成 10 年度の税制改正では法人税率を 34.5%に引き下げた。翌年の平成 11 年度の税制改正では、景気情勢に配慮し、課税ベースの見直しは行わずに基本税率を 30%に引き下げた。さらに、平成 23 年度の税制改正では、国際競争力の向上や立地環境の改善を図り、国内の投資拡大や雇用創出促進のため、課税ベースの拡大とともに基本税率が 25.5%まで引き下げられ、これは翌平成 24 年度より適用されている。このように、近年我が国は法人税率の引き下げを段階的に行っている。しかし、図 4 の世界の法人税率の平均と、図 5 のアジア各国の法人税率の比較からもわかるように、依然として我が国の税法上の法人税率¹⁶は国際的にみて高い。特に、近隣諸国のアジア地域において、台湾やシンガポールとは約 20%もの差があり、租税競争の観点からみて、我が国の高い法人税率が、産業の空洞化や対内直接投資を引き下げる要因となっている可能性がある。

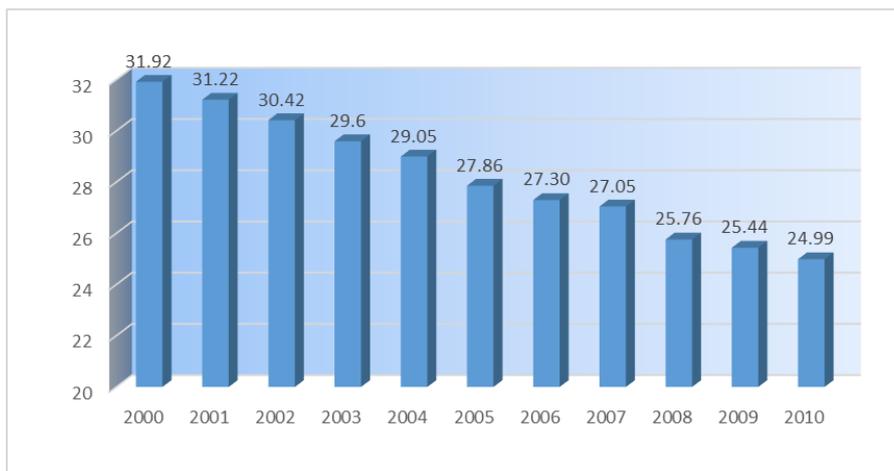


図 4 法人税率の世界平均

【出所】KPMG japan 「2011 年世界法人税・間接税調査の結果について」

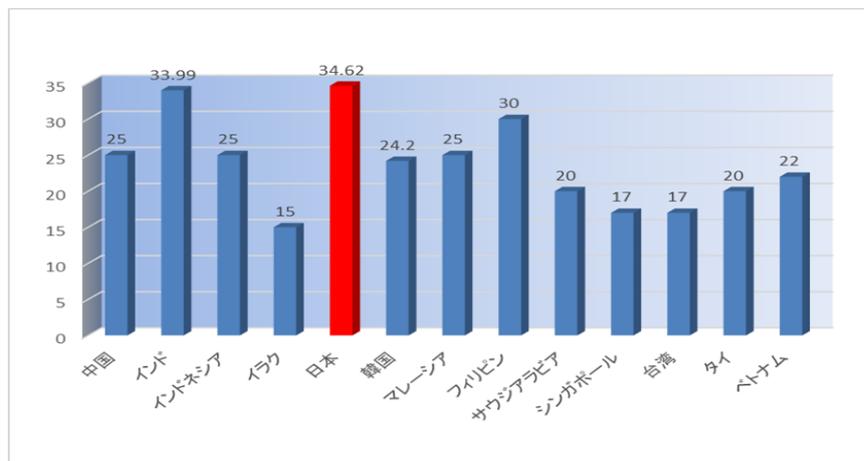


図 5 アジア各国の法人税率の比較

【出所】KPMG japan 「2011 年世界法人税・間接税調査の結果について」

¹⁶ 税法上の法人税率とは、法人税法で定められている税率のことであり、実際に企業が払っている事後的な(統計データで計算する)法人税率ではない。

また、我が国の法人税収は年々落ち込んでいる¹⁷。1989年の19兆円をピークに、景気がよくなった数年を除いて右肩下がりで推移し、2008年以降は10兆円を下回っている。原因はさまざまあるが¹⁸、経済成長率の低下によって企業収益が悪化したことや、安価な労働力や低い法人税率を求めて国内企業が海外に生産拠点を移したためであると考えられている。構造的な赤字である日本財政にとって、税収の落ち込みは避けなければならない。その意味でも、空洞化対策、すなわち法人税改革が必要ではないか。

第3節 法人税に関する諸制度

第1節で述べたように、法人税には法人の税負担を軽減させる制度として、租税特別措置法や受取配当金の益金不算入、交際費の損金算入など、さまざまな制度が存在する。法人税は、グローバル化した経済において、簡素で中立な税が望ましい。しかし、我が国の租特に代表される、法人税に関する諸制度は、ゆがみがあり、企業の新規参入の妨げとなっているだけでなく、国内産業間においても中立とはいえない。その中でも本稿では、特に問題視されている三つの制度について注目した。租特やこれらの制度を見直すことによって、課税ベースの拡大や投資の増加を期待できるのではないか。本節では、これらの制度が税収や企業の行動にどのような影響を与えているかを見ていく。

第1項 租税特別措置法

租税特別措置には統一された定義は存在しないが、簡潔に述べると、経済政策や社会政策等の何らかの政策目的のために、租税原則である「公平・中立・簡素」の例外的な措置として、一定条件を満たした個人や企業に対して税負担の控除や加重を行うことである。

小池(2012)によれば、日本で租特が拡大し始めたのは、シャープ勧告¹⁹に基づく新税制が施行された翌年の昭和26年からである。この昭和26年の税制改正では、国民の負担調整、軽減、さらには資本蓄積の促進を図るための減税が行われた。また、このときの税制改正で、個人所得税の減税、大企業向けの特別減税が適用された。具体的には、大企業向けの特別減税には、重要機械の特別償却制度、退職給付引当金などが創設され、以後、租特は拡大を続けた。

昭和20年代の租特は、戦後混乱期の日本経済の復興を支えていたと言える。しかし、昭和30年代に入ると、租特の見直しが検討されるようになり、昭和31年の臨時税制調査会答申では、租特の合理化・整合化の動きが高まった。そして昭和32年3月31日に最初の租税特別措置「法」が誕生するに至った。

租特のうち、法人税に関係する租特はその性質から大きく以下の三つに分類できる。

まず一つ目は、法人税の軽減措置であり、税額控除や所得控除がある。これにより、例えば投資法人の特例減税措置であれば、投資促進のインセンティブを与えることができるため、企業や個人の投資促進につながるという効果が期待される。

¹⁷ 財務省「税制について考えてみよう」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/04.htm

¹⁸ 大野・布袋・佐藤・梅崎(2011)によれば、日本の法人税の税収の要素の分析の結果、1990年代の法人税収の減収の要因として、法人税率引き下げという税制面、景気低迷による企業の特別欠損の計上および欠損控除の二つを挙げている。

¹⁹ 昭和24年、日本の長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るためにシャープ使節団が来日し、のちの税制改正に影響を与えたシャープ勧告書を提出したことである。

二つ目は、法人税の課税の繰延べ(次回に持ち越すこと)を行うものである。代表例を挙げると、普通償却額を超えて償却を行うことができる特別償却によるものや、積立額の一定限度内の損金算入を認める準備金の形によるものや、資産の取得価額の圧縮を認める圧縮記帳の制度などが存在する。

三つ目は、課税の適正化を図り、それにより増収を見込むというものである。具体的には、交際費の一定額を損金不算入とする交際費課税制度や、タックス・ヘイブン対策税制²⁰などが挙げられる。

財務省(2013)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、法人税関係特別措置の種類別適用状況は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに終了した事業年度または連結事業年度における、適用額明細書の提出のあった単体法人は 954,505 法人、連結法人は 586 法人で、適用件数は法人税関係特別措置 88 項目について述べ 1,323,396 件であった。また、法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況は表 5 に示してある。

表 5 法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況

種類	23年度			24年度		
	措置数	適用件数	適用額(単位:億円)	措置数	適用件数	適用額(単位:億円)
法人税率の特例	2	667,767	特例対象所得金額 24,028	2	704,725	特例対象所得金額 25,578
税額控除	13	35,364	税額控除額 3,577	16	40,177	税額控除額 4,203
特別償却	31	28,491	特別償却限度額等 4,244	33	32,790	特別償却限度額等 5,167
準備金等	13	11,585	損金算入額等 13,465	13	11,481	損金算入額等 9,100

【出所】財務省(2013)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

立岡(2013)によれば、租特のメリットは、政策手段としての利便性を挙げている。具体的には、租特と同様の効果が期待される補助金に比べ、政府と納税者の双方ともに手続き上のコストが少なく、使い勝手がよいということである。

他方、デメリットとしては、第一に租税原則に反することである。先述の通り租税原則とは、「公平・中立・簡素」であるが、租特を受けることが可能な、特定の条件に企業ないし個人が当てはまるか否かという点で公平性に反する。ゆえに、この特定の条件に当てはまらない、外国企業による新規参入を妨げている可能性がある。これは、企業や個人の経済活動に対して中立的であることに反する。最後に、租特は租税制度を複雑化する。租特は、業種によっても様々な特別措置が存在するため、納税者の理解を困難にするばかりか、行政部門の税務管理の負担は増大する。

また、租特は税額の控除を行うことから、税額の減収が予想される。立岡(2013)によれば、租特による減収額は国税で 1 兆 4,700 億円、地方税で 4,600 億円である。坂田(2004)は、数多くの租特は経済活力を十分に引き出すための税制改正を妨げる障害となっていると指摘する。また租特の廃止により、減収を止めることで、その税額分を財源とした法人税率の調整による経済の活性化を提言している。

租特は複雑でわかりにくく、その効果もはっきりしないため、改正または廃止すべきとの議論も多いが、なかなか思い切った改革には踏み出せていない。税制改正を妨げる障害の一つとして、租特が自民党と様々な業界との間を結ぶ手段となってきたことが挙げられる。そして坂田(2004)は、租特の延長や創設が、若手議員の活躍の場を広げる重要な政治活動の機会となっているとも指摘している。しかし、平成 21 年 10 月 8 日に、鳩山元内閣

²⁰ 課税負担が軽い国を利用して租税回避を図る行為を排除する制度

総理大臣から税制調査会に対して「既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること」²¹との諮問がなされ、翌平成 22 年には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律が可決・成立した²²。

表 6 平成 22 年度の租税特別措置の見直しによる変化

		総計	見直しによる変化		
			廃止	縮減	計
見直し対象措置		82	12	29	41
	期限到来措置	47	9	16	25
	期限未到来措置等	16	2	8	10
	期限の定めのない措置	19	1	5	6

【出所】財務省「租税特別措置の見直し、租特透明化法」

「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律」の成立以後、毎年度租特の見直しが行われており、平成 23 年度の税制改正では、全体で見たとときの改正による増収見込み額が 836 億 8,900 万円で、その既存の制度自体による減収額は 2,681 億円であった²³。また現在では、政府税制調査会では、法人税引き下げに伴って、減価償却制度の見直しを中心とした、租特のゼロベースでの見直しを行う方針である²⁴。平成 25 年度の税制改正では、「国際戦略総合特別区域」における特別控除などの 2 つの措置では適用件数が全く無く、減税や償却の上乗せが適用された総額が 1 億円に満たないものが 9 措置あった。しかし、適用額で上位 10 社分の合計が全体の 9 割を超える状況²⁵であったことから、租税特別措置の適用には偏りが見られる。

これまで述べてきたように、立岡(2013)や坂田(2004)、富士総合研究所(2002)、是枝(2014)などでは、法人税率引き下げの代替財源として、租特の廃止が議論されている。しかし、廃止の根拠としては、税収が落ち込む、租税原則に反するといった批判が多数で、租特の効果について述べられているものはほとんどない²⁶。もし租特によって投資などが増加しているならば、廃止するには、その影響を考慮する必要がある。そこで、図 6 租特項目件数と民間設備投資の関係と、図 7 租特項目件数と起業数の関係を見てみると、全く相関がみられないことがわかる。政府は、景気対策や投資促進のために毎年租特の項目を増減させているのだが、項目件数を減らした時に投資が増加している年や、項目件数を増やした時に投資が減少している年が数多くみられる。また、租特項目件数と法人数の間に

²¹ 財務省「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の制定」 p.645 より引用

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/17_P645_687.pdf

²² 租税特別措置の適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進することにより、国民が納得できる公平で透明な税制の確立を目的とした法律。財務大臣による適用実態調査の実施を定めるほか、財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成し国会に提出することとした。

²³ 経済産業省「既存租税特別措置の見直し事項一覧」

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100831b07j.pdf>

²⁴ ロイター通信「租税特別措置はゼロベースで見直しへ」

<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYEA3D04F20140414>

²⁵ 日本経済新聞「租税特別措置、適用に偏り」

http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS14028_U2A111C1PP8000/

²⁶ 効果が不明瞭という議論にとどめている先行研究が多い。

も相関がない、すなわち租特による「法人なり」²⁷の動きは確認されない。つまり、投資は景気に影響されることが多いが、その影響を和らげるための租特と、投資や法人数の間に関係がないということは、租特は不必要ではないかと考えられる。

以上により、我々は租特を廃止するべきという立場で、法人税改革について議論することにするが、租特は法人税だけにに関する法律ではないので、廃止した時の影響も留意するべきだ。

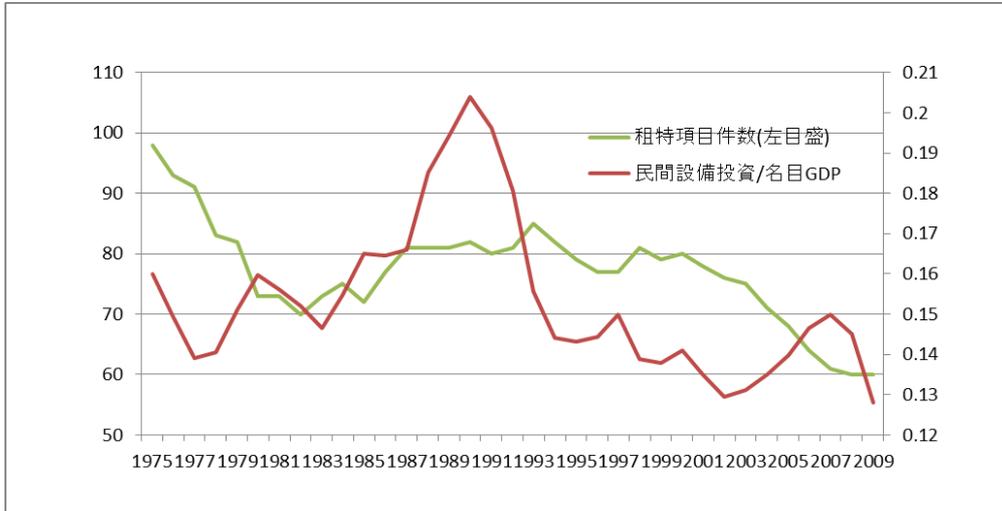


図 6 租特項目件数と民間設備投資の関係

【出所】租特項目件数は、平成 14 年までのデータは税制調査会「平成 14 年度の税制改正に関する答申(抄)」平成 13 年 12 月で、平成 15 年からのデータは末永英男(2012)『「租税特別措置」の総合分析』中央経済社。民間設備投資は内閣府「国民経済計算」

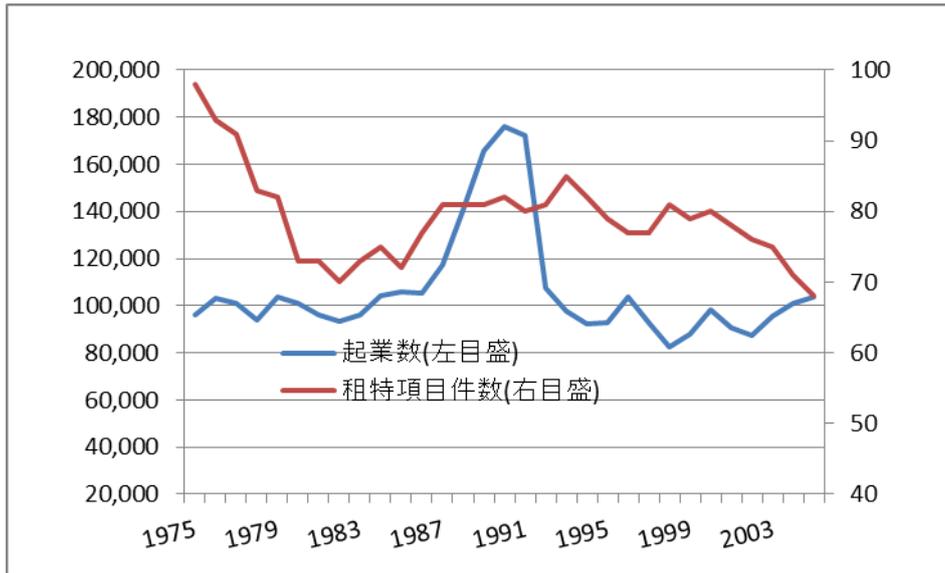


図 7 租特項目件数と起業数の関係

【出所】租特項目件数は図 6 と同じ、起業数は法務省「民事・訟務・人権統計年報」

²⁷ 「法人成り」とは、個人事業者が手続きを行って株式会社などの法人と成ることである。そのメリットは、個人事業者の場合は利益の大きさに応じて累進課税を行う所得税を徴収されるが、税率が一定の法人税による徴収を受けること、租特などの控除を適用できることなどである。

第2項 受取配当金

次に、法人税負担の軽減となっている、受取配当金の益金不算入制度と、外国子会社配当の益金不算入制度についてみていく。

受取配当金とは、他の法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託の収益の分配などを指す²⁸。受取配当金の益金不算入制度とは、法人が内国法人から配当金を受ける場合、企業会計上は収益、税法上は原則的に益金の額となるが、法人税法上、法人と株主の負担調節のために原則益金不算入である²⁹。

外国子会社とは、①日本の親会社から、発行済み株式等の25%以上の株式等を保有され、かつ②株式等の保有期間が、配当の支払い義務が確定する日以前6か月以上継続しているという二つの要件を満たす外国法人のことである。外国子会社配当益金不算入制度とは、外国子会社の利益を日本国内への資金還流を活発化する目的で創設された。この制度により、日本の親会社が外国子会社から受ける配当金は、95%が益金不算入とされるものである。

法人は、株主とは独立した主体として経済活動を営む一方で、法人の利益は、株主へ配当されるという二面性を持つ。つまり、会社で利益に対して課税され、さらに投資家が配当金を受け取ることに對しても課税されるので、二重課税の問題³⁰が生じる。このような実態から、税引き後利益から得る配当金については益金不算入となっている。具体的には表7で説明されているように、我が国では、個人株主に対しては配当控除制度、法人株主に対しては受取配当益金不算入制度を導入することで、税負担の一部を調整している。

表7 法人と株主の負担調整制度について

段階区分	調整制度	制度の概要
法人	なし	調整は行わない。
個人株主	配当控除制度	受取配当の10%(配当所得を上積みとし、配当所得以外の所得と合計したとき、課税総所得金額が1000万円を超える場合は5%)の税額控除が認められる。
法人間配当	受取配当益金不算入制度	完全子法人株式等に係る配当等の額については全額益金不算入とされる。 関係法人株式等(株式保有割合が25%以上)に係る配当等の額については、配当等の額から関係法人株式等に係る負債利子の額を控除した額が益金不算入とされる。 また、その他株式等に係る配当等の額については、配当等に係る負債利子の額を控除した残額の50%が益金不算入とされる。

表8 受取配当等の推移

	受取配当		
	受取配当等の金額	控除負債利子	益金不算入額
年度	百万円	百万円	百万円
平成16年分	6,508,587	856,951	2,821,108
平成17年分	5,994,424	539,208	4,343,965
平成18年度分 (4-3月決算ベース)	10,178,795	925,147	6,622,150
平成19年度分	11,597,538	794,205	8,307,406
平成20年度分	9,002,751	969,914	7,360,809
平成21年度分	5,965,096	470,683	4,754,056
平成22年度分	6,954,208	311,646	5,874,313
平成23年度分	6,834,050	279,652	5,775,972
平成24年度分	8,518,628	283,889	7,448,248

【出所】住澤整(2014)『日本の税制』p.125

【出所】国税庁「会社標本調査結果」

²⁸ この部分の記述は、<http://www.k3.dion.ne.jp/~afujico/siwake/swk510003.htm> に基づく。

²⁹ この部分の記述は、「税実務のチェックポイント—受取配当金—」

(<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2008-06-09.pdf>)に基づく。

³⁰ このような実態から、法人税の性質および課税根拠は、法人擬制説(法人は株主の集合体であるとする考え)と法人実在説(法人は株主とは独立した存在であるとする考え方)の二つの考え方が存在する。前者によれば、負担の調節が必要とされ、後者によれば、調節を要しないということになる。

表 9 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額

年度	資本金	益金不算入額(百万)
平成22年度	1億円以下	40,626
	1億円超	796,945
	連結法人	349,546
	合 計	1,187,116
平成23年度	1億円未満	30,535
	1億円以上	598,593
	連結法人	1,550,606
	合 計	2,179,734
平成24年度	1億円未満	24,119
	1億円以上	950,900
	連結法人	1,386,059
	合 計	2,361,078

【出所】国税庁「会社標本調査」

また受取配当金は、表 8 にある平成 24 年度のデータをみると、受取配当金等の金額のうち、約 87% が益金不算入となっている。法人税率を 34.62% とすれば、単純に受取配当の益金不算入額全額に法定実効税率 34.62% を掛けた場合、増収額は約 2 兆 5,000 億円である。外国子会社から受ける配当金は、表 9 にある平成 24 年度の合計のデータをみると、益金不算入額が約 2 兆 3000 億円である。これに法定実効税率 34.62% を掛けた場合、約 8000 億円の増収が見込まれる。

第 3 項 交際費

最後に、交際費についてみる。企業会計との相違点の一つに交際費課税制度が挙げられる。企業会計上、法人が支出する交際費は全額が費用に計上されるが、税法上では、租税特別措置法による損金算入への制限が設けられている。

この制度の創設の背景には、役員や従業員に対する給与が所得課税を逃れるために遊興費や交際費などの形で支出され、また、過剰な接待を行い、それを会社の経費に計上する傾向があり、企業の資本蓄積の阻害となっていたことが挙げられる。このことから、所得課税の適正化を図り、過剰な交際費を抑制し、経済の発展のために交際費課税制度が設けられるに至った。表 10 は、その交際費課税に関する改正の推移である。

平成 26 年度税制改正では、平成 25 年度までの期限だった適用期限が二年間延長され、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る目的から、資本金が 1 億円超の大法人と 1 億円以下の中小法人の区別をせず、飲食のための支出(社内接待費を除く)の 50% を損金算入可能とした³¹。また、一人あたり 5,000 円以下の一定の飲食費は交際費には含めないこととされている。

³¹ 中小法人は、従来の定額控除額である 800 万円との選択制である。

表 10 交際費課税制度の主な改正

年	対象法人 の資本金	損金不算入
昭和29年創設	500万円以上	支出交際費額が基準年の交際費額の7割相当額 又は、取引高ごとに事業の種類ごとに定められた 一定の割合を乗じた金額のいずれか高い方の金額を 超えているとき、その超える部分の50%
昭和57年度	5000万円超	全額損金不算入
	5000万円以下	定額控除300万円
	1000万円以下	定額控除400万円
平成6年度	5000万円超	全額損金不算入
	5000万円以下	定額控除300万円×90%
	1000万円以下	定額控除400万円×90%
平成10年度	5000万円超	全額損金不算入
	5000万円以下	定額控除300万円×80%
	1000万円以下	定額控除400万円×80%
平成14年度	5000万円超	全額損金不算入
	5000万円以下	定額控除400万円×80%
平成15年度	1億円超	全額損金不算入
	1億円以下	定額控除400万円×90%
平成18年度	全法人	一人あたり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外
平成21年度 (経済危機対策)	1億円超	全額損金不算入
	1億円以下	定額控除600万円×90%
平成25年度	1億円超	全額損金不算入
	1億円以下	定額控除800万円で、 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止

【出所】経済産業省資料「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」

表 11 は、現在交際費がどの程度損金に算入されているかをまとめたものである。平成 23 年度のデータによれば、交際費支出等の金額に対する交際費の損金算入限度額の割合は、約 60%であり、平成 24 年度でもほぼ同じ結果である。つまり、国内全体で見たとき交際費等の約 60%が損金算入されている。租特によって、損金不算入の制度は規定されているが、現状過半数を超える額が損金に算入されているのだ。中には本当に必要な経費もあるだろうが、橋本(2004)もいうように³²、節税のために交際費を過剰に積み増している可能性がある。これは損金算入限度額の方だけ純利益、すなわち所得が削られているととらえることもできる。その分に法人税率 34.6%を掛けてみることを考えてみると、平成 24 年度のデータであれば、約 6,400 億円の増収が見込まれることとなる。

このように、交際費は損金算入額が過半数を超えており、課税ベース拡大案の一つとして考えられる。また、租特によって節税を防ぐ措置(損金不算入)が取られているため、租特を廃止した場合、その措置もなくなってしまうため、交際費が節税の温床となる可能性がある。そのためにも、租特を廃止すると同時に、交際費に対して課税をする必要がある。

³² 橋本(2004)は「オーナー企業においては、経営者の私的な飲食費などの経費の多くを会社の経費として計上し、赤字にすることで法人税も免れ、所得税も課税されない事例も推測される」(p.82 引用)と述べている。

表 11 交際費等の推計

	交際費			
	交際費等支出額		損金算入 限度額	損金 不算入額
	法人数	金額		
		百万円	百万円	百万円
平成16年度分	2,194,839	3,439,258	1,753,905	1,685,353
平成17年度分	2,202,392	3,533,828	1,763,066	1,770,763
平成18年度分	2,197,933	3,631,393	1,787,442	1,843,951
平成19年度分	2,203,352	3,379,994	1,713,497	1,666,495
平成20年度分	2,104,584	3,226,064	1,615,269	1,610,795
平成21年度分	2,322,598	2,997,859	1,809,623	1,183,933
平成22年度分	2,301,715	2,935,972	1,761,366	1,170,346
平成23年度分	2,286,654	2,878,515	1,728,252	1,144,736
平成24年度分	2,240,405	2,901,018	1,747,971	1,146,873

【出所】 国税庁「会社標本調査結果」

第4節 現状分析の考察

以上の現状分析から、本章において以下のことが明らかになった。

- ①我が国は、さまざまな要因により産業の空洞化が進んでいる。
- ②我が国の税法上の法人税率は世界各国と比較して高い。
- ③租税特別措置法や受取配当金の益金不算入、交際費の損金算入は、企業の税負担を軽減するものだが、税制を複雑にしていること、制度が節税制度として利用されていること、税収を減らすものであることがわかった。また、租特による投資促進効果はみられない。近年これらの改革は行われているが、不十分である。そして、租特を廃止すると同時に、交際費に課税する必要がある。

①は、なぜ産業の空洞化が進んでいるのか、空洞化を防ぐためには何をすればいいのかを検証する必要がある。②は、税法上の法人税率についてのみ高いと言える。しかし、重要なことは事後的な法人税の負担率³³はどの程度なのかである。もし事後的な法人税の負担率のほうが高いならば、税法上の法人税率との乖離が対内直接投資を減少させているのではないかと考えられる。なぜならば、企業が投資に関する意思決定を行う時、税法上の法人税率が大きく影響している可能性があるからだ。その場合、乖離の原因追究と、事後的な法人税の負担率の水準まで、税法上の法人税率を引き下げる必要が生じる。しかし、事後的な法人税負担率の水準まで、税法上の法人税を下げたとしても、それと同じ分だけ事後的な負担率も下がってしまう可能性がある。そのために、③を法人税改革の一環として考えるべきである。租特の廃止、受取配当金の益金算入、交際費の損金不算入を実施すれば、税制を簡素にするだけでなく、節税対策や課税ベース拡大による増収も見込める。

³³ 財務省「法人企業統計」、国税庁「会社標本調査」などをはじめとする統計データから導き出される、全法人の利益に対する実際に払った税金の額の割合のことである。事後的な法人税の負担率は、租特などの税負担軽減制度があるため、税法上の法人税率より低い場合がある。

第3章 先行研究と本稿の位置づけ

本章では、本研究の仮説を設定するために、これまでの法人税改革に関する先行研究を振り返り、論点を整理する。

近年、世界中で法人税率の引き下げ競争が起こっている中、法人税改革に関しての議論も活発である。日本における法人税改革の議論には大きく分けて三つある。法人税率の引き下げ、または廃止が投資にどのような影響をもたらすのか、法人税率を引き下げた時の代替財源をどうするか、租特や法人税に関する諸制度をどうするか、の三点だ。

まず、法人税改革について包括的に述べられているのが、橋本(2004)である。橋本(2004)は、これからの法人税改革の方向性として、法定税率の引き下げと、それによる平均実効税率の引き下げ、租特の見直しを求めている。橋本では、法定税率の引き下げの具体的な税率までは明記していない。日本経済研究センター(2014)では、10%の引き下げをすることにより、税収は約10兆円減るものの、2030年のGDPを50兆円押し上げるとしているが、このような、具体的な税率まで言及している先行研究は少ない。

先行研究では、具体的な税率というより、法人税率引き下げの影響について詳細に述べられているものが多い。例えば、小黒(2010)、神田・鈴木(2014)、千田(2007)、鈴木(2010)などがある。

小黒(2010)では、法人税が国際的資本移動に与える影響の有意性を確認するため、わが国の対外直接投資に関するデータ等を用いて、パネル固定効果モデルによる実証分析が行われた。小黒は分析の際、被説明変数に対外直接投資を据え、説明変数には投資先国の法人税率や実質GDP、インフレ率などの説明変数を設けた。分析の結果、法人税率が対外直接投資に対して有意に負の効果を持つと示している。また、投資先の教育年数や投資安全度などのような税制以外の要因も分析に取り込んだが、このような要因で対外直接投資に影響を与えているものは少ない可能性があると考えられている。

神田・鈴木(2014)では、外国への直接投資は投資元や受入先の国の経済状況などに影響されると指摘されていて、その経済状況の中でも、特に法人税率が直接投資に一定の影響を与えていると考えられている。その影響が、どの程度の大きさかであるかを測定するために、神田他は、パネルデータ(日本と複数の外国の間で実施された時系列データ)を採用し、日本の直接投資を説明する変数としては実質GDPや法人税率、為替レート等を用いて分析を行った。分析を通して、日本の法人税率を1%引き下げた場合、日本の対外直接投資は2.9%抑制されるとの結果が確認された。対外直接投資が抑制された分の資金は日本国内で投資され、国内の活性化につながると考えられている。また、これは現在において、仮に法人税率が10%引き下げられた場合、対外直接投資額が3割減り、国内の設備投資の5%弱程度に相当するものである。一方、対内直接投資に関しても法人税率が1%引き下げられたとき、日本への対内投資が3.5%上昇する結果も確認された。しかし、神田他は変化率こそ対内投資の方が大きいですが、対外投資と対内投資の規模を比較したとき、変化額で確認すると対内投資の効果は薄いと結論付けた。

小黒、神田他、ともに、法人税率引き下げは日本経済にとってプラスであるとしながらも、小黒は、税制以外の要因は対外直接投資に影響が少ないとし、神田他は少なからず影響するとしている点で、意見が分かれているところである。それに加えて、これらの分析結果は、いずれも日本中心の分析であり、外国の直接投資の視点からは研究が行われていなかった。そのため、本稿では日本における要因分析を行うと同時に、アメリカ等の海外における要因分析も行う。

前述のように、日本の法人税率が「日本の」投資³⁴に影響を及ぼしていることは、多くの先行研究において実証されている。しかし、日本の法人税率が「他国の」投資への影響に関する分析はまだ確認されていない。そこで本稿では、法人税率が他国への対内投資に影響を及ぼすかどうかを観測する分析も行う。この分析は、本稿の重要な貢献の 1 つといえよう。

また、法人税改革、ひいては法人税率の引き下げを行う上で、代替財源の課題が生じる。代替財源案として、租特の見直しが挙げられるが、それについては立岡(2013)、近藤(2009)、小池(2012)、坂田(2004)が詳しい。

坂田(2004)では、税制による経済の歪みを軽減するための課税ベース拡大、とりわけ特定の利害に応じて創設された租特を廃止し、これらを財源とした法人税率の調整を提案している。租特は、自民党と多様な業界を結ぶ手段となってきた背景があり、廃止が進みにくい状態であった。これは、租税原則の「簡素」に反し、租特の乱立は「公平」にも反していると言及している。

立岡(2013)では、租特による減収額は多めに見積もって 1 兆 2000 億円程度という試算結果が出た。1 兆 2000 億円は 2011 年の法人税収の 7.7% であり、法人税引き下げの財源としての大きな期待はできない。また、減税率(減収額/所得)は大企業 3.6%、中堅企業 1.4% であり、企業規模により大きな開きがある。減税率及び適用率(適用法人数/法人数)という二つの観点で見ると、メリットを受ける業種に偏りがあることが分かる。

このように、多くの先行研究で、租特は公平性に反し、経済にとってゆがみがあるために、廃止すべきと指摘されている。本稿においても租特を廃止することを政策提言とするが、立岡も指摘するように、租特は法人税だけに関する法律ではないので、廃止する時の影響も加味すべきである。

以上の先行研究を踏まえ、次章で仮説を設定し、法人税率の引き下げや租特の廃止が日本経済の活性化につながるのかどうか検証する。

³⁴ 対内直接投資、対外直接投資、どちらとも含む。

第4章 実証分析

第1章では、日本で産業空洞化が起こっていることを示し、第2章では、法人税と租特についての概要と、それが企業の行動にどのような影響を与えているかの現状分析を行った。第3章では、産業空洞化を防ぐ、すなわち日本経済を活性化させるために、法人税改革についての先行研究を確認した。

本章では、第2章第4節で述べた考察、第3章の先行研究をもとに、実証分析を行う。

第1節 仮説の設定

本稿の目的は、法人税改革によって日本経済を活性化させることである。我が国は第1章でも述べたように、産業の空洞化が進んでいる。その問題を解決するために、以下の仮説を設定する。

仮説①：世界と比較して日本の税法上の法人税率が高いために、国内産業の空洞化が進んでいる。

仮説②：日本の税法上の法人税率と、事後的な法人税の負担率との間には大きな乖離がある。

以上の仮説を検証するために、回帰分析・パネルデータを用いた重回帰分析、また統計データによる推定を行っていく。

第2節 仮説①の検証

まず、どのような要因が日本の対外直接投資と対内直接投資に影響を与えているのか、その中でも特に日本の法人税率がそれらに影響を与えているかを見るために、それぞれについて要因分析①と②を行う。両分析ではパネルデータを用いた固定効果モデルによる推計を行う。両分析は神田・鈴木(2014)と小黒(2010)を参考にしている。最初に日本の対外直接投資の要因について見る。

分析①

被説明変数には日本の対外直接投資量を用いる。

説明変数には直接投資に関係すると予測される7つの変数³⁵を用いる。

本分析では OECD 諸国において、上記変数が入手可能であった11ヶ国³⁶について1990年から2012年の23年間のパネルデータを用いた。

以下でモデル式及び変数名について記述する。

モデル式

$$Y_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 X_{1it} + \alpha_2 X_{2it} + \alpha_3 X_{3it} + \alpha_4 X_{4it} + \alpha_5 X_{5it} + \alpha_6 X_{6it} + \alpha_7 X_{7it} + u_{it} \quad (t=1990\sim 2012, i=1\sim 11)$$

³⁵ 7つの説明変数のうち、以下5つの変数「対外直接投資額、各国のGDP、各国の人口、各国の対内FDI残高、貿易開放度」の数値は日本のGDP比である。

³⁶ オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの11ヶ国。

変数名

Y_{it} :日本の対外直接投資額

X_{1it} :各国の GDP

X_{2it} :各国の人口

X_{3it} :各国の対内 FDI 残高

X_{4it} :各国の貿易開放度

X_{5it} :法人税率差(日本－各国)

X_{6it} :各国の国民総貯蓄

X_{7it} :実質為替レート

各変数のデータ概要は以下のとおりである。

Y_{it} …「日本の対外直接投資額」を表す変数であり、海外での単なる資産運用ではなく、経営参加や技術提携を目的にした対外投資のこと。一般的に FDI と略される。なお一部データの欠損が確認されたため、空白期間の数値に関してはその対象年の両脇の年の平均をとることで内挿した。³⁷

X_{1it} …「各国の GDP」であり、投資相手国の実質 GDP を示し、単位は 100 万ドル。その国の経済成長に大きくかかわる指標であり、GDP の規模が大きいほど直接投資も増加する正の相関があると考えられる³⁸。

X_{2it} …「各国の人口」を表す変数であり、対外投資では投資先の国の人口が多ければ投資も増えると考えられる。

X_{3it} …「各国の対内 FDI 残高」を表す変数であり、過去に行われてきた投資が蓄積することのメリットを表している。企業が海外進出を決定する要因の一つである、現地でのノウハウの蓄積の目安と考えられる³⁹。

X_{4it} …「各国の貿易開放度」を表す変数であり、(投資受入国の財の貿易総額/名目 GDP)×100 で求められる。単位は 100 万ドル。貿易開放度の高い国は、貿易だけでなく FDI に対しても開放的で増加しやすい可能性があるため、貿易開放度が高ければ直接投資は増えると考えられる⁴⁰。

X_{5it} …「法人税率差(日本－各国)」を表す変数であり、日本と相手国との表面税率の差を計算している。日本の対外直接投資額が多い国ほど、この差が大きいのではないかと推測する。単位は%。

X_{6it} …「各国の国民総貯蓄」を表す変数であり、その国の単位は%(GDP 比)。

X_{7it} …「実質為替レート」を表す変数であり、日本円を相手国通貨で割ったもの。上昇するほど円安、下降するほど円高となる。年間平均レートを使用している。

³⁷ この欠損データの内挿方法に関しては、小黒(2010)を参考に行った。

³⁸ この部分の記述は、神田・鈴木(2014)「法人税減税と企業の立地選択」大和総合研究所に基づく。

³⁹ 同上

⁴⁰ 同上

表 12 変数出所

	変数名	出所
被説明変数	日本の対外直接投資額	OECD StatExtracts 「FDI flows by partner country」
説明変数	各国のGDP	IMF database
	各国の人口	IMF database
	各国の対内FDI残高	OECD data「Foreign direct investment」
	各国の貿易開放度	IMF databaseより筆者作成
	法人税率の差	KPMG「Corporate tax rates table」 OECD「Corporate Income Tax Rates」
	各国の国民総貯蓄	IMF database
	為替レート	OANDA「為替レート履歴」

【出所】筆者作成

推計結果は下記の通りである。

t 値と P-値を満たし 5%有意である変数は法人税率の差であり、1%有意である変数は各国の GDP、各国の人口、各国の対内 FDI 残高、各国の人口であった。

各国の GDP や失業率などはその国の経済状態を表す指標なので、有意であることと対外直接投資量と正の相関があることに合点がいくが、今回我々は有意であるもうひとつの変数の、法人税率差に着目する。

係数がプラスに働いているということは、日本と各国の法人税率の間のギャップが広がると、日本の対外直接投資が増加するということだ。日本の法人税率が上がるごとに、対外直接投資が増加することは、言い返せば日本企業が海外へ拠点を移すことは、法人税率の引き下げによって抑制することができるということだ。これにより、国内産業の海外移転による産業空洞化は、法人税率の引き下げによって抑制できると考えられる。

表 13 分析①の推計結果
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：日本の対外直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t 値	P-値
各国のGDP	-11.59158***	1.861613	-6.226634	0.0000
各国の人口	166.3948***	63.41178	2.624036	0.0093
各国の対内FDI残高	0.040505***	0.005649	7.170679	0.0000
各国の貿易開放度	-0.195202***	0.074042	-2.636361	0.0089
法人税率の差	0.084**	0.040843	2.056642	0.0408
各国の国民総貯蓄	-0.100779	0.069875	-1.442287	0.1506
為替レート	-0.129384	0.244441	-0.529306	0.5971
観測数	253			
補正 R2	0.950829			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

分析②

続いて、日本の対内直接投資の要因を分析する。

被説明変数には日本の対内直接投資額をとり、説明変数には直接投資に関係すると予測される 7 つの変数⁴¹を用いる。

本分析では OECD 諸国において、上記変数が入手可能であった 11 ヶ国⁴²について 1990 年から 2012 年の 23 年間のパネルデータを用いた。

モデル式

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 X_{1it} + \beta_2 X_{2it} + \beta_3 X_{3it} + \beta_4 X_{4it} + \beta_5 X_{5it} + \beta_6 X_{6it} + \beta_7 X_{7it} + u_{it} \quad (t=1990\sim 2012, i=1\sim 11)$$

変数名

Y_{it} :日本の対内直接投資額

X_{1it} :各国の GDP

X_{2it} :各国の人口

X_{3it} :各国の対外 FDI 残高

X_{4it} :貿易開放度

X_{5it} :法人税率差(日本－各国)

X_{6it} :各国の国民総貯蓄

X_{7it} :実質為替レート

表 14 データ出所

	変数名	出所
被説明変数	日本の対内直接投資額	OECD StatExtracts 「FDI flows by partner country」
説明変数	各国のGDP	IMF database
	各国の人口	IMF database
	各国の対外FDI残高	OECD data「Foreign direct investment」
	各国の貿易開放度	IMF databaseより筆者作成
	法人税率の差	KPMG「Corporate tax rates table」 OECD「Corporate Income Tax Rates」
	各国の国民総貯蓄	IMF database
	為替レート	OANDA「為替レート履歴」

【出所】筆者作成

推計結果は以下の通りである。

t 値と P-値を満たし 5%有意である変数は法人税率の差であり、1%有意である変数は各国の GDP、各国の人口、各国の対外 FDI 残高、各国の国民総貯蓄であった。

分析②においても分析①と同様に法人税率の差に着目する。係数がマイナスとなり、対内直接投資量と負の相関が見られるが、これは法人税率のギャップが広がることで日本への直接投資が減少する、裏を返せば日本が法人税率を引き下げること海外企業の呼び込み可能になり、国内産業の活性化につながると考えられる。

⁴¹ 7つの説明変数のうち、以下5つの変数「対内直接投資額、各国のGDP、各国の人口、各国の対外FDI残高、貿易開放度」の数値は分析①と同じく日本のGDP比である。

⁴² 分析①と同様に、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの11ヶ国。

表 15 分析②の推計結果
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：日本の対内直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
各国のGDP	5.01858***	0.453532	11.06554	0.0000
各国の人口	-138.2975***	21.86145	-6.326092	0.0000
各国の対外FDI残高	0.016508***	0.005304	3.112531	0.0021
各国の貿易開放度	-0.025977	0.031824	-0.81627	0.4152
法人税率の差	-0.039457**	0.016618	-2.374387	0.0184
各国の国民総貯蓄	-0.106678***	0.029222	-3.650556	0.0003
為替レート	-0.076899	0.100986	-0.76148	0.4471
観測数	253			
補正 R2	0.883575			

【出所】 筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

分析③

分析①と②で法人税を下げるメリットを説明したが、それを裏付けるために、世界各国についても相手国の法人税率と対外直接投資に関係があるか否かを分析する。これを分析③とし、推計方法は分析①②とパネルデータを用いた固定効果モデルによる推計を行う。

対外直接投資額の多いアメリカ、カナダ、スイス、ドイツ、イギリスの 5ヶ国⁴³について見る。データが入手可能であった 11ヶ国⁴⁴について 1995年から 2012年の 18年間を観測した。これから記述する分析に当たって、我々は投資相手国の法人税率が高いほど、対外投資が減少する負の関係があると考えた。分析の結果、各国の法人税率は 10%有意でドイツ、5%有意でカナダ、1%有意でアメリカとスイスが当てはまり、5ヶ国中 4ヶ国の当てはまりが見つかった。このことから、投資相手国の法人税率が高くなると、日本だけでなく、その国への投資を減少させる傾向が海外諸国においても確認されることがわかった。

表 16 変数出所

変数名	出所	
被説明変数	アメリカ・カナダ・スイス・ドイツ・イギリスの対外直接投資 OECD StatExtracts 「FDI flows by partner country」	
説明変数	各国のGDP	IMF database
	各国の人口	IMF database
	各国の貿易開放度	IMF databaseより筆者作成
	法人税率の差	KPMG「Corporate tax rates table」 OECD「Corporate Income Tax Rates」 みずほ総合研究所(2010)『アジア 4カ国の法人実効税率～日本と比べてどのくらい低いのか～』
	各国の国民総貯蓄	IMF database
	為替レート	OANDA「為替レート履歴」

【出所】 筆者作成

⁴³ OECD data 「Foreign direct investment」を参照

⁴⁴ カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、シンガポール、スイス、イギリス、アメリカの計 11 개국。(なお分析に当たり、被説明変数の国は説明変数の国から除外しているため、説明変数の国数は 10 である。)

表 17 推計結果(アメリカ)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：アメリカから各国への投資				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
各国のGDP	6.01165	5.813	1.0342	0.3026
各国の人口	-1.1669	43.121	-0.027	0.9784
各国の貿易開放度	-1.2739***	0.3522	-3.617	0.0004
各国の法人税率	-0.5814***	0.0941	-6.179	0.0000
各国の国民総貯蓄	-0.2367**	0.1015	-2.333	0.0209
為替レート	0.00182	0.0047	0.3836	0.7017
観測数	180			
補正 R2	0.868452			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 18 推計結果(カナダ)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：カナダから各国への投資				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
各国のGDP	0.975147	0.6779	1.4384	0.1522
各国の人口	3.134321	4.2374	0.7397	0.4606
各国の貿易開放度	-0.05893*	0.0323	-1.8243	0.0699
各国の法人税率	-0.51673**	0.2157	-2.3953	0.0177
各国の国民総貯蓄	-0.0386	0.2314	-0.1668	0.8677
為替レート	-0.00294	0.0102	-0.288	0.7737
観測数	180			
補正 R2	0.975208			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 19 推計結果(ドイツ)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：ドイツから各国への投資				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
各国のGDP	16.20402***	1.7786	9.1105	0.0000
各国の人口	6.25073	17.678	0.3536	0.7241
各国の貿易開放度	-0.0341	0.1011	-0.3372	0.7364
各国の法人税率	-0.31029*	0.1604	-1.9344	0.0548
各国の国民総貯蓄	-0.65161***	0.1909	-3.4134	0.0008
為替レート	0.004557	0.0185	0.2463	0.8057
観測数	180			
補正 R2	0.900028			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 20 推計結果(スイス)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：スイスから各国への投資				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
各国のGDP	0.084462	1.008	0.0838	0.9333
各国の人口	-17.2278**	7.7501	-2.223	0.0276
各国の貿易開放度	-0.2189***	0.052	-4.208	0.0000
各国の法人税率	-1.86003**	0.6886	-2.701	0.0076
各国の国民総貯蓄	-2.35844***	0.8129	-2.901	0.0042
為替レート	-0.02848	0.0321	-0.887	0.3765
観測数	180			
補正 R2	0.865554			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

分析④

分析①～③の結果から、法人税率が対外・対内問わず直接投資に影響を与えることは確認できた。しかし、先行研究においても、日本の法人税率が、第三者国に流入する対内投資に影響するかどうかは確認できていなかった。もし日本の法人税率が高いことが原因で、第三者国の対内投資の量が増えるという負の相関を確認できるならば、分析③までの結果を加味したうえで、我が国は法人税率を引き下げるべきであると言えるであろう。そこで我々は分析④において、ある国と日本の法人税率の差が、第三者である国の投資に影響を与えているかについての分析④を行った。今回の分析にあたり、我々は中国、シンガポール、インド、ブラジル、韓国の 5 カ国の投資の影響に関して研究を行った。上記の 5 カ国を選んだ理由としては、法人税率と立地が挙げられる。我々が選んだ 5 カ国のうちのアジアの 4 カ国に関しては、いずれも日本より法人税率が低い国⁴⁵であり、そのうちのインドを除く 3 カ国においては、世界の法人税率の平均である約 25%⁴⁶と同等あるいは平均を下回った税率である。また、残る 1 カ国のブラジルに関しては、立地的に日本と離れているアジア以外の国として選択した。中国、シンガポール、インド、ブラジル、韓国の 5 ケ国について、インドとブラジルは 1997 年から 2012 年、中国とシンガポールと韓国は、1995 年から 2012 年のパネルデータを用いて、固定効果モデルで分析を行った。また投資先国としては、上記の期間内で入手可能であったアメリカなど 9 カ国⁴⁷を選んだ。

結果は 1%有意で中国、5%有意でシンガポールとブラジル、10%有意でインドが当てはまり、5 ケ国中で韓国を除く 4 ケ国が、日本の法人税率に影響を受けていることがわかった。これは、日本との法人税率差にギャップがあると、その国の対内直接投資が増加するということだ。外国企業が海外進出を決定する要因に、複数の国の法人税率の差というものが含まれているものと推測できる。つまり、日本の法人税率を引き下げることによって、外国企業による日本以外への海外進出を抑え、対日投資の増加につながる可能性があるということだ。

⁴⁵ 2012 年度の法人税率はそれぞれ中国(25%)、シンガポール(17%)、インド(33.99%)、韓国(24.2%)であるのに対して日本の 2012 年度の法人税率は 38.01%である。

KPMG 「Corporate tax rates table」参照

⁴⁶ 2010 年次の数値。24.99%。KPMG japan 「2011 年世界法人税・間接税調査の結果について」参照

⁴⁷ カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの計 9 カ国である。

表 21 変数出所

変数名	出所
被説明変数 中国・シンガポール・韓国・ インド・インドネシア・ブラジルの 対内直接投資	OECD StatExtracts 「FDI flows by partner country」
説明変数 投資受入国のGDP	IMF database
投資元国のGDP	IMF database
投資元国の対外FDI残高	OECD data「Foreign direct investment」
投資元国から日本への投資	OECD StatExtracts 「FDI flows by partner country」
日本と投資受入国の 法人税率の差	KPMG「Corporate tax rates table」 OECD「Corporate Income Tax Rates」 みずほ総合研究所(2010)『アジア 4 カ国の法人 実効税率 ～日本と比べてどのくらい低いのか～』
為替レート	OANDA「為替レート履歴」

【出所】 筆者作成

表 22 推計結果(中国)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：中国の対内直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
中国のGDP	0.641993	0.886981	0.723796	0.4703
各国のGDP	0.331178	0.24382	1.358289	0.1765
各国の対外FDI残高	0.016077***	0.002128	7.556534	0.0000
各国から日本への 投資	-0.178763***	0.040953	-4.36511	0.0000
日本と中国の法 人税率差	375.8439***	77.86457	4.826892	0.0000
為替レート	-3.425175	44.79376	-0.07647	0.9392
観測数	162			
補正 R2	0.896911			

【出所】 筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 23 推計結果(シンガポール)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：シンガポールの対内直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
シンガポールの GDP	7.326775***	1.095942	6.685369	0.0000
各国のGDP	-48.80022***	9.87934	-4.93962	0.0000
各国の対外FDI残高	0.009178***	0.002683	3.421254	0.0008
各国から日本への 投資	0.203207***	0.053351	3.808885	0.0002
日本とシンガポ ールの法人税率差	214.2175**	91.35601	2.344865	0.0204
為替レート	-2.49026	10.13739	-0.24565	0.8063
観測数	162			
補正 R2	0.896911			

【出所】 筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 24 推計結果(インド)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：インドの対内直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
インドのGDP	1.335258**	0.594003	2.247897	0.0263
各国のGDP	-0.370214	0.62642	-0.590999	0.5556
各国の対外FDI残高	0.005511***	0.001428	3.859208	0.0002
各国から日本への投資	0.031443	0.024791	1.268331	0.207
日本とインドの法人税率差	111.1702*	60.27177	1.844482	0.0674
為替レート	-26.92543	163.8855	-0.164294	0.8698
観測数	144			
補正 R2	0.814986			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 25 推計結果(ブラジル)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：ブラジルの対内直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
ブラジルのGDP	2.634964	0.749991	3.513327	0.0006
各国のGDP	-5.064175***	1.136767	-4.454893	0.0000
各国の対外FDI残高	0.017194***	0.002577	6.671226	0.0000
各国から日本への投資	-6.89E-05	0.045576	-0.001513	0.9988
日本とブラジルの法人税率差	171.3381**	69.36807	2.469985	0.0148
為替レート	-4.593436	3.756044	-1.222945	0.2236
観測数	144			
補正 R2	0.912714			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

表 26 推計結果(韓国)
推計方法：パネル固定効果

被説明変数：韓国の対内直接投資額				
説明変数	係数	標準誤差	t値	P-値
韓国のGDP	1.150879***	0.269623	4.268475	0.0000
各国のGDP	-0.162845	0.613277	-0.26553	0.7910
各国の対外FDI残高	0.003168***	0.000636	4.983183	0.0000
各国から日本への投資	0.044833**	0.013764	3.257244	0.0014
日本と韓国の法人税率差	-43.96798*	24.36833	-1.80431	0.0732
為替レート	1317.227	1346.578	0.978203	0.3296
観測数	162			
補正 R2	0.956370			

【出所】筆者作成

(注)係数の***は 1%有意水準で有意、**は 5%有意水準で有意、*は 10%有意水準で有意であることを示す。

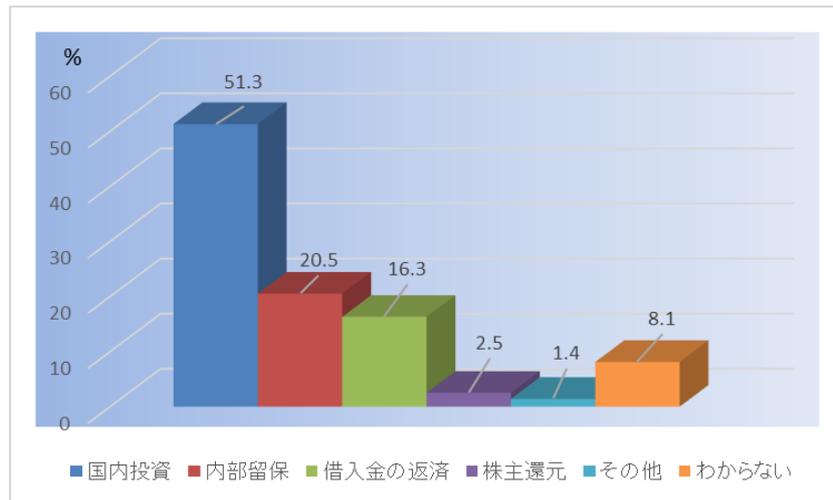


図 8 帝国データバンクアンケート結果

ただし、ここで考慮しなければならないことは、法人税率を下げることによって抑制される、本来対外直接投資に使用される資金が、全て日本国内の設備投資に利用されるかは不確かであるということだ。最も恐れることは企業の内部留保につながることで、リーマンショック以来リスクを恐れる大企業は、内部留保に費やしてしまうのではないかとも思える。ただ、小黒(2010)ではトレードオフの関係からその推測を否定する考えを用いている。

では実際に企業は、法人税を引き下げた時にどのような意思決定をするかというアンケート調査を2つ紹介する。

日本経済団体連合会が2010年に行ったアンケート結果(※調査期間は2010年10月18日～21日、調査対象は税制委員会委員及び税制委員会企画部会委員(全143社)で、有効回答企業数は75社、内訳は製造業40社、非製造業35社(回答率52.4%))によると、実質的な軽減を伴う法人税率5%引き下げが行われた場合に、今後の国内の設備投資に及ぼす影響について、製造業では6割強、非製造業では4割が設備投資を増加させることに前向きとの回答をした。さらに、同じく5%の法人減税が行われた場合に海外事業展開に及ぼす影響について、製造業では7割弱が海外移転の抑制、または既存の国内拠点の維持につながるとの回答をした。このことから、製造業が対外直接投資を行う理由には日本国内の法人税率が強く影響していることがわかる。

また、帝国データバンクが2014年に行った、法人税減税に対する企業の意識調査(図8 ※調査期間は2014年6月17日～30日、調査対象は全国2万3,118社で、有効回答企業数は1万571社(回答率45.7%))によると、法人税減税には企業の5割が投資への活用に前向きであり、設備投資は総額6.2兆円程度増加する見込みとのことだ。反対に、内部留保への活用を検討する企業は約2割程度だが、全体としては5割もの企業が、法人減税は日本の経済成長につながるとの前向きな認識をした。このことから、法人税率引き下げによる資金の内部留保の危惧という問題は棄却できるのではないかと考える。

第3節 仮説②の検証

次に、仮説②について検証したい。第2章で述べたように、世界各国と比較して日本の「税法上の」法人税率は高い。では「事後的な」法人税負担率はどうなのかをみていく。なお、以下の推計は野口(2014)⁴⁸をもとに行う。

そのために、国税庁の「会社標本調査」と財務省の「法人企業統計」を用いる。会社標本調査は、黒字企業と赤字企業が分けて集計されているため、その比率はわかるが、調査対象が国税としての法人税だけであって、住民税や事業税はわからない。一方、法人企業統計は、地方税なども含んだ数字で書かれているが、黒字企業と赤字企業の合計の利益でしか示されていない。赤字企業は基本的に法人税を負担する必要がないので、我々は、税負担をする黒字企業の利益を分母にした負担率が必要である。そこで、次の方法で黒字と赤字企業を分ける推計を行う。

黒字企業の利益額を X、赤字企業の欠損額を Y とする。

黒字企業と赤字企業の利益の合計は、 $X - Y = a$ (1)

黒字額と赤字額の絶対額は、 $X/Y = b$ (2)

ここで、法人税収が正になるためには $X > Y$ なので、 $a > 0$ 、 $b > 1$ 。

(1)(2)を解くと、 $X = ab/(b - 1)$ 、 $Y = a/(b - 1)$

a は法人企業統計、b は会社標本調査の数字を用いる。その結果が以下の表 27 である。

表 27 事後的な法人税負担率の推計(金融機関含む全産業)

	a	会社標本調査		b(x/y)	Y(a/(b-1))	X(ab/(b-1))	法人税等 調整	合計	法人税等 調整	合計		
	法人企業 統計利益	黒字x	赤字y	比率	赤字	黒字						
2004	33031	38615	20934	1.84	39109	72140	15840	370	16210	22%	1%	22%
2005	43406	41996	19517	2.15	37687	81092	19919	330	20249	25%	0%	25%
2006	48967	50548	17792	2.84	26597	75564	19078	1724	20802	25%	2%	28%
2007	46865	55564	14428	3.85	16437	63302	20109	1384	21492	32%	2%	34%
2008	18768	35220	28304	1.24	76809	95577	15394	561	15955	16%	1%	17%
2009	27636	30302	22770	1.33	83546	111182	14977	338	15315	13%	0%	14%
2010	39589	32425	16617	1.95	41615	81204	16158	1336	17494	20%	2%	22%
2011	43768	33940	16535	2.05	41580	85348	16885	4016	20901	20%	5%	24%
2012	48998	40764	13727	2.97	24877	73875	17932	496	18428	24%	1%	25%

【出所】国税庁「会社標本調査結果」、財務省「法人企業統計」(単位は10億円)。

一番右の黄色で塗りつぶされた合計が事後的な法人税負担率、緑色で塗りつぶされた法人税等が法人税等調整額を入れない負担率である。2008年と2009年はリーマンショックの影響もあり低くなっているが、2008年は17%、2012年でも25%であり、税法上の法人税率より10%以上低い。ただし、ここで注意しなければならないのが、会社標本調査の比率を採用していること、法人税等調整額の二つである。前者は、法人企業統計と同じ比率なら問題はないが、非公開なのでわからない。後者は、繰越欠損金や貸倒引当金⁴⁹などを

⁴⁸ 野口悠紀雄(2014)「日本の法人税の負担率は高くない」<http://diamond.jp/articles/-/37990> ダイヤモンドオンライン

⁴⁹ どちらも、マイナスの法人税等調整額を計上し、翌年以降でプラスの法人税等調整額を計上するため、一定期間で相殺される性質を持つ。

この項目に計上するが、双方とも中期的に見れば一定期間の間にプラスとマイナスで打ち消しあはずだ。表 27 の黄色で塗りつぶされた負担率をみるか、それから法人税等調整額を引いた緑色で塗りつぶされた負担率でみるかは、有識者の間でも議論で分かれるところだが、どちらにしても税法上の法人税率よりはかなり低い。つまり、課題② 税法上の法人税率と実際の負担率の間には乖離があるということが実証された。

税法上の法人税率と実際の負担率との間に乖離があることは問題である。なぜならば、企業が投資に関する意思決定を行う場合、税法上の法人税率が大きく影響している可能性があるからだ。実際の負担率の水準まで、税法上の法人税率を下げる必要がある。

ではなぜ税法上の法人税率より実際の負担率が低くなるのか。単純に実際の負担率の水準まで下げただけでは、それと同時に再び実際の負担率が下がるだけだ。実際の負担率が低くなる最大の理由は、受取配当金の益金不算入制度にある。

第 2 章でも述べたが、2012 年度の受取配当金の総額は約 8.5 兆円で、そのうち約 7.5 兆円が益金不算入である⁵⁰。黒字企業に限っても、益金不算入額は約 5.2 兆円である。受取配当金の益金不算入制度は、日本に限った話ではなく、諸外国においても導入されているところはある。この制度は二重課税を防ぐため必要とされているからだ。しかし、問題は配当に関する実態である。2012 年度の受取配当金の内訳をみると⁵¹、赤字企業の受取配当金の益金不算入額と外国子会社からの受取配当益金不算入額は約 3.5 兆円ある。一方で、表 27 にもあるように、赤字企業の欠損額の合計は約 16.5 兆円である。これらの数字から考えると、もし受取配当金の益金不算入措置がなければ、赤字企業のある程度は黒字になると考えられる。

そこで、本稿において我々は、税法上の法人税率を引き下げると同時に租特の廃止、受取配当金の益金不算入制度廃止、交際費の全額課税を提案する。法人税に関する諸制度の見直しによる増収額は、表 28 の通りである。第 2 章でも述べたように、租特は、ゆがみのある税制にするだけでなく租特による効果もみられない。租特は法人税以外の規定もあるが、法人税に関するものが多い上、租特の廃止で税制のゆがみが緩和され、新規参入や増収、投資の増加といった波及効果も見込める。また、交際費は、節税のための制度となっているとの指摘も多くあり、現行の課税制度では不十分である。

表 28 法人税に関する諸制度の見直しによる増収額

政策提言	増収額(見込み)
租税特別措置法の廃止	1.2兆円
受取配当金益金不算入制度の廃止	4.2兆円
交際費全額課税	8000億円

【出所】2010～2012 年度の国税庁「会社標本調査結果」、財務省「法人企業統計」より筆者作成

また、表 28 の下二つは黒字企業だけの推計であり、前述の通りこれらの税制改正によって、赤字企業が黒字になる可能性があること、新規参入を促進すること、中長期的に経済成長をもたらすことにより、さらなる増収が見込める。赤字企業のそれぞれの額は、表 29 の通りである。

⁵⁰ この部分の記述は、国税庁「会社標本調査結果」参照

⁵¹ 同上

表 29 交際費の損金算入額、受取配当金の益金不算入額

年度	交際費		受取配当金(百万円)			
	(赤)損金不算入額	(黒)損金算入額	(黒)益金不算入額	(赤)益金不算入額	(外黒)益金不算入額	(外赤)益金不算入額
平成22年度	973,911	787,455	2,218,024	3,656,289	1,187,116	2,754,608
平成23年度	930,386	797,865	2,561,200	3,214,772	1,758,714	2,179,734
平成24年度	901,067	846,904	5,171,445	2,276,802	2,361,078	1,115,424

【出所】国税庁「会社標本調査結果」、財務省「法人企業統計」
注：(赤)は赤字企業、(黒)は黒字企業、外は外国子会社を意味する。

以上分析の結果から、リーマンショックの影響が強く残っている 2008 年度と 2009 年度以降の、2010～2012 年度の事後的な法人税負担率の平均値(表 27 参照)から求めると、(国と地方を合わせた)法人税率は 21%となる。

第5章 政策提言

第1節 政策提言

本研究は、日本経済を活性化させることが目的である。現在日本では産業の空洞化が起こっており、日本経済を活性化させるためには、産業の空洞化を防がなければならない。そのために本稿では、仮設①「世界と比較して、日本の法人税率が高いために、国内産業の空洞化が進んでいる。」と、仮設②「日本の税法上の法人税率と、事後的な法人税の負担率との間には大きな乖離がある」という二つの仮説を設定して、得られた統計データから、回帰分析・パネルデータを用いた重回帰分析による仮説の検証を行った。

対外直接投資に関する分析では、日本の法人税率が上がるほど、日本の対外直接投資が増加するという結果が得られた。つまり、日本企業が海外へ拠点を移すことは、法人税率の引き下げにより抑制することができるという相関がみられる。また、対内直接投資に関する分析は、OECD 諸国のうち、オーストラリア、カナダ、アメリカなどの数か国についての23年間のデータを用いて行った。推計によれば、日本の法人税率の引き下げが行われれば、日本の対内直接投資が増加するという結果であった。つまり、日本の法人税率の引き下げにより、海外企業の呼び込みが可能になり、国内産業の活性化につながるといえる。また、これらの分析を、日本の対外直接投資の主要相手国 5ヶ国についても分析を行った。その結果、5ヶ国中 4ヶ国において、投資相手国の法人税率が高いほど、対外直接投資が減少する負の相関関係がみられた。したがって、投資相手国の法人税率が高くなると、その国への直接投資を減少させる傾向があることが確認できる。また、日本の法人税率の引き下げにより、外国企業による日本以外への海外進出が抑えられ、対日直接投資につながる可能性もみられた。

次に、仮設②について、統計データにより事後的な法人税の負担率を推計したところ、税法上の法人税率と事後的な法人税の負担率の間には10%以上の開きがあった。

そこで本稿では、企業が投資に関する意思決定を行う場合、税法上の法人税率が大きく影響している可能性があると考え、実際の負担率の水準まで、租特や受取配当金益金不算入制度の廃止とともに税法上の法人税率を下げるべきだとした。その理由は、単純に実際の負担率の水準まで下げただけでは、それと同時に再び実際の負担率が下がるだけなので実際の負担率を下げている要因(租特など)を取り除くこととした。その結果を受けて、以下の政策を提言する。

- 1 (国と地方を合わせた)法人税率を21%とする。
- 2 租特の廃止、受取配当金の益金不算入制度廃止、交際費の全額課税

提言の1は、現在の事後的な法人税の負担率の水準であり、今までこの水準より多く払っていた企業は恩恵を受け、またこれまでこの水準だった企業は、よくも悪くも今と同じ負担率であるため悪影響はない。提言の2は、これまでこれらの恩恵を受けていた企業にとっては、法人税率を現在の負担率まで引き下げたので、今までと負担は変わらず影響は少ない。それだけでなく、提言2によって赤字企業が黒字になる可能性があること、新規参入を促進すること、中長期的に経済成長をもたらすことにより、さらなる増収が見込める。

これらの提言によって、法人税に関するゆがみは緩和され、それに加えて法人税率を近隣アジア諸国と同程度まで引き下げたことで投資の増加、ひいては日本経済の活性化が期待できる。

先行研究・参考文献・データ出典

- 田近栄治(2011)「日本の法人税をどう設計するかー課税ベースの選択と国際化への対応ー」
- みずほ総合研究所(2010)『アジア 4 カ国の法人実効税率 ～日本と比べてどのくらい低いのか～』
- 立岡健二郎(2013)「租税特別措置法の実態と分析」『税・社会保障改革シリーズ』第 15 号 pp3～15
- 千田亮吉研究会(2012)「企業の設備投資の増大による日本経済の活性化ー法人税率の引き下げと設備投資減税に関する実証分析ー」ISFJ 政策フォーラム 2012 発表論文 1h - 2th Dec. 2012
- 立岡健二郎(2014)「法人実効税率引き下げにおける議論のポイント」
- 財務省(2013)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
- みずほ総合研究所(2013)「企業の借入需要は増えるのか」
- 坂田一郎(2004)「経済活力の視点から見た税制改革」pp6～7
- 橋本恭之(2012)「法人税の改革について」『会計検査研究』第 45 号 pp69～84
- 千田亮吉(2007)「1990 年代以降の財政政策の効果」『社会経済研究』第 55 号 pp81～95
- 山重慎二(2000)「公平性の観点からの政策評価」『会計検査研究』第 22 号 pp33～46
- 北浦修敏・長嶋拓人(2007)「税収動向と税収弾性値に関する分析」京都大学経済研究所 pp1～21
- 北村行伸(2002)「企業活動における法人税負担の実態」平成 14 年度企業統治構造分析委員会報告書
- 小黒一正(2010)「対外直接投資と法人税に関する実証分析」『季刊政策分析 第 3・4 合併号』pp.19-30
- 矢田晴那・永濱利廣(2008)「求められる法人税の引き下げ」『Economic Trends マクロ経済分析レポート』第一生命経済研究所
- 鈴木将覚(2007)「法人税引き下げが経済に及ぼす影響ー設備投資、賃金、税収へのインパクトー」『みずほ総研論集 2007 年IV号』みずほ総合研究所
- 大野太郎・布袋正樹・佐藤栄一郎・梅崎知恵(2011)「法人税における税収変動の要因分解ー法人税パラドックスの考察を踏まえてー」『PRI Discussion Paper Series 』No.11A-09 財務省財務総合政策研究所研究部
- 伊田賢治(2014)「法人課税の現状と課題」『立法と調査』pp95～108
- 鈴木将覚(2010)「主要国における法人税改革の効果」『みずほ総研論集 2010 年II号』みずほ総合研究所 pp125～154
- 柿沼重志・中西信介(2013)「成長戦略の成否を握る民間設備投資の動向」『経済のプリズム No.118』
- 日本経済研究センター(2014)「法人税 10%引き下げを」『成長を呼び込む税制改革提言』
- 神田慶司、鈴木準(2014)「法人税率引下げの財源問題」『大和総研 経済・社会構造分析レポート』
- 神田慶司・鈴木準(2014)「法人税改革レポートシリーズ No.1 法人税減税と企業の立地選択」『大和総研 経済・社会構造分析レポート』
- 富岡幸雄(2014)『税金を払わない巨大企業』文藝春秋
- 三木義一(2012)『日本の税金 新版』岩波書店 p.57～82

- 畑農鉄矢・林正義・吉田浩(2008)『財政学をつかむ』有斐閣 pp.148～249
- 須田邦裕(2012)『世界一わかりやすい法人税の本』日本実業出版社
- 鳥居泰彦(1994)『はじめての統計学』日本経済新聞出版社
- 藤井剛(2010)『詳説 政治・経済研究』山川出版社 pp.326～334
- 小島清(1989)『海外直接投資のマクロ分析』文眞堂
- 住澤整(2014)『図録 日本の税制(平成 26 年度版)』財經詳報社 pp.122～153
- 経済産業省経済産業政策局企業行動課『産業税制ハンドブック』(2014) 一般財団法人経済産業調査会
- 末永英男(2012)『「租税特別措置」の総合分析』中央経済社
- 竹村弘・青山進(2005)「産業空洞化現象の研究」『愛知淑徳大学現代社会学部論集』第 10 号
- 渡辺博頭(2002)「産業の「空洞化」と雇用」『海外労働時報』2002 年 5 月号 No. 324
- 藺出碩也(1995)「円高レートと日本における産業の「空洞化」」経営論集 43 巻 1 号
- 松浦寿幸(2011)「空洞化—海外直接投資で「空洞化」は進んだか?」日本労働研究雑誌 No. 609
- 高田創(2014)「日本企業の「六重苦」問題はまだまだ残る」『リサーチ TODAY』みずほ総合研究所
- 山下隆之(2013)「為替レートと対外直接投資」静岡大学経済研究 17(4),pp.95～104
- 深尾京司・袁堂軍(2001)「日本の対外直接投資と空洞化」RIETI Discussion Paper Series 01-J-003
- 米山(2012)「円高と競争力、空洞化の関係の考察」富士通総研経済研究所『研究レポート』No.391
- 古金義洋(2012)「企業の海外進出が雇用に及ぼす影響について」
- 富士総合研究所(2002)「法人税改革の論点～減価償却制度の見直し必要～」
- 是枝俊悟(2014)「法人税率引き下げと代替財源の議論(1)」
- 近藤俊之(2009)「租税特別措置の見直し・透明化に向けた今後の課題」
- 韓基早(2003)「外資系企業の中国化と日本の産業空洞化問題」
- 経済産業省資料(2013)「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」
http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/25fy-seisakuhyouka/04-01b.pdf(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
- 企業関係基準委員会公益財団法人財務会計基準機構
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20140327/20140327_10.pdf(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
- 財務省「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の制定」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/17_P645_687.pdf(情報最終確認日:2014 年 9 月 23 日)
- ジンジュール「日本企業のグローバル化の状況を調べる～海外事業活動基本調査～」
http://www.rosei.jp/jinjour/article.php?entry_no=57323(情報最終確認日:2014 年 9 月 24 日)
- 企業関係基準委員会公益財団法人財務会計基準機構
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20140327/20140327_10.pdf(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
- 「税実務のチェックポイント—受取配当金—」
<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2008-06-09.pdf>(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
- 財務省「租税特別措置の見直し、租特透明化法」

- http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei10/08/(情報最終確認日：2014年9月23日)
- 経済産業省「既存租税特別措置の見直し事項一覧」
<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100831b07j.pdf>(情報最終確認日：2014年9月23日)
 - ロイター通信「租税特別措置はゼロベースで見直しへ」
<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYEA3D04F20140414>(情報最終確認日：2014年9月21日)
 - 「税実務のチェックポイント—受取配当金—」
<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2008-06-09.pdf>(情報最終確認日：2014年11月4日)
 - 野口悠紀雄「日本の法人税の負担は重くない」ダイヤモンドオンライン
<http://diamond.jp/articles/-/37990>(情報最終確認日：2014年11月4日)
 - 野口悠紀雄「実効税率よりかなり低い法人税等負担率の実態」ダイヤモンドオンライン
<http://diamond.jp/articles/-/38352>(情報最終確認日：2014年11月4日)
 - 日本経済新聞「租税特別措置、適用に偏り」
http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS14028_U2A111C1PP8000/(情報最終確認日：2014年9月21日)
 - 財務省「法人企業統計調査」
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/index.htm>(情報最終確認日 2014年11月4日)
 - KPMG japan 「2011年世界法人税・間接税調査の結果について」
<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/Pages/corporate-indirect-20111001.aspx>(情報最終確認日：2014年9月6日)
 - KPMG japan 「tax rates online」
<http://www.kpmg.com/global/en/services/tax/tax-tools-and-resources/pages/tax-rates-online.aspx>(情報最終確認日：2014年9月6日)
 - 財務省「税制について考えてみよう」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/04.htm(情報最終確認日：2014年9月6日)
 - 日本銀行統計データ
[http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=%20\\$name_a000&lstSelection=12](http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=%20$name_a000&lstSelection=12)(情報最終確認日：2014年9月6日)
 - 日本貿易振興機構(JETRO)「国際収支統計」
<http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/bop/>(情報最終確認日：2014年9月5日)
 - OECD Economic Outlook
<http://www.oecd.org/eco/economicoutlook.htm>(情報最終確認日：2014年9月21日)
 - IMF World Economic Outlook Reports
<http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=29>(情報最終確認日：2014年9月21日)
 - 財務省「国際収支マニュアル第5版準拠」
https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bpm5bparea.htm(情報最終確認日：2014年9月25日)
 - 財務省「法人税率の推移」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.htm(情報最終確認日：2014年9月25日)
 - Index mundi Japan-Foreign direct investment

- <http://data.worldbank.org/indicator/BM.KLT.DINV.GD.ZS>(情報最終確認日：2014年9月25日)
- 内閣府「企業行動に関するアンケート調査」
 - http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/ank/ank_time.xls(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 経済産業省「第43回海外事業活動基本調査結果概要」2012年度
 - http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/result/result_43.html(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 東京都主税局 HP
 - <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/houjinji.html>(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 川崎市 HP 「法人の市民税」
 - <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-5-2-3-1-3-0-0-0.html>(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 税制調査会「平成14年度の税制改正に関する答申(抄)」
 - <http://www.cao.go.jp/zeicho/siryoku/pdf/kiso02b.pdf>(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 内閣府「国民経済計算」
 - http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/files_kakuhou.html(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 法務省「民事・訟務・人権統計年報」
 - http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touki.html(情報最終確認日：2014年11月2日)
 - 経済産業省「通商白書」
 - http://www.meti.go.jp/report/tshaku2012/2012honbun_p/index.html (情報最終確認日：2014年11月2日)
 - <http://www.k3.dion.ne.jp/~afujico/siwake/swk510003.htm>(情報最終確認日：2014年11月4日)
 - TAX FOUNDATION-OECD Corporate Income Tax Rates
 - <http://taxfoundation.org/article/oecd-corporate-income-tax-rates-1981-2013> (情報最終確認日:2014年10月31日)
 - IMF データベース
 - <http://www.imf.org/external> (情報最終確認日:2014年10月31日)
 - KPMG 法人税一覧
 - <https://www.kpmg.com/GLOBAL/EN/SERVICES/TAX/TAX-TOOLS-AND-RESOURCES/Pages/corporate-tax-rates-table.aspx> (情報最終確認日:2014年10月31日)
 - OECD data Foreign direct investment (FDI)
 - <http://data.oecd.org/fdi/fdi-flows.htm> (情報最終確認日:2014年10月31日)
 - GLOBAL FINANCE
 - <https://www.gfmag.com/global-data/economic-data/corporate-tax-by-country> (情報最終確認日:2014年10月3日)
 - The Institute for Fiscal Studies
 - <http://www.ifs.org.uk/> (情報最終確認日:2014年9月25日)
 - 日本銀行データベース
 - [http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$nme_a000&lstSelection=99](http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$nme_a000&lstSelection=99) (情報最終確認日:2014年9月25日)
 - THE WORLD BANK database
 - <http://data.worldbank.org/indicator/> (情報最終確認日 2014年10月27日)
 - OANDA 『為替レート履歴』

- <http://www.oanda.com/lang/ja/currency/historical-rates/> (情報最終確認日 2014 年 10 月 31 日)
- The Heritage Foundation 『2014 Index of Economic Freedom』
<http://www.heritage.org/index/explore?view=by-region-country-year> (情報最終確認日 2014 年 10 月 27 日)
 - OECD data Tax
<http://data.oecd.org/tax/tax-on-corporate-profits.htm> (情報最終確認日 2014 年 10 月 27 日)
 - 財務省「法人税率の推移」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.htm(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
 - 国税庁「会社標本調査結果」
https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_03.htm(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
 - 税務・税金大辞典なぜなにブック <http://zhk.jp/zeimu-yobi/sozei-tokubetsusochihou.html>(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
 - 小池和彰(2012)「租税特別措置の整理合理化：昭和 31 年の臨時税制調査会答申と昭和 32 年の税」
https://ksurep.kyoto-su.ac.jp/dspace/bitstream/10965/751/3/KMR_20_35.pdf(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
 - 国税庁「シャウプ勧告と税制改正」
<https://www.nta.go.jp/ntc/sozei/shiryu/library/19.htm>(情報最終確認日:2014 年 11 月 2 日)
 - 政府統計の総合窓口 法人企業統計調査 2012 年度 「資産・負債及び純資産の状況」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_xlsDownload_&fileId=000006717859&releaseCount=1 (情報最終確認日 2014 年 11 月 4 日)
 - 政府統計の総合窓口 法人企業統計調査 2012 年度 「損益及び利益処分の状況」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_xlsDownload_&fileId=000006717860&releaseCount=1 (情報最終確認日 2014 年 11 月 4 日)
 - 国税庁 統計情報 会社標本調査結果 平成 24 年度分統計表
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2012/pdf/h24.pdf>
 (情報最終確認日 2014 年 11 月 4 日)